

平成 27 年 9 月 14 日（月） 9:30～

（函館市役所 教育委員室）

平成 27 年度 第 1 回  
重要文化財旧函館区公会堂 保存活用計画検討委員会 配布資料



○保存活用計画

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| 1. 事業の経緯        | p. 2  |
| 2. 検討事項の整理と事業計画 | p. 3  |
| 3. 1 章「計画の概要」   | p. 6  |
| 4. 2 章「保存管理計画」  | p. 16 |

○活用方策

- |             |       |
|-------------|-------|
| 1. 現在の活用状況  | p. 20 |
| 2. 整備後の活用方策 | p. 23 |

〈参考資料〉 ①図面資料

③平成 29 年度以降の工事概要

②伝建地区に関する資料

④旧函館区公会堂の類例

## ○保存活用計画

### 1. 事業の経緯

#### (1) 保存活用計画策定に至る経緯

旧函館区公会堂（以下「公会堂」）は、函館区技手小西朝太郎、棟梁村木甚三郎の手により明治 43 年に建設された洋風建築である。明治期の公会堂建築の遺構として昭和 49 年に重要文化財に指定された。昭和 55 年の半解体修理以後、数次の修理を行い今日に至るが、冬の厳しい気候や、潮風の影響を受けやすい立地条件など、厳しい自然環境の中で各部の破損も顕著になってきた。

そこで、平成 23 年度に建物各部の破損調査に加えて、電気・給排水等の設備関連の現況調査を行い、修理基本計画をまとめた。また公会堂内では、不特定多数の人を収容するイベントが定期的に行われることを踏まえ、平成 26 年度に国庫補助事業による耐震診断事業を行い、耐震補強案を検討した。以上の事業は、それぞれ「重要文化財旧函館区公会堂 保存修理調査業務報告書」、「重要文化財旧函館区公会堂本館及び附属棟耐震診断業務 報告書」としてまとめられている。

一方、上記 2 つの事業を進める中で、今後も旧函館区公会堂の文化財価値を良好に維持しながら活用していくために、修理後の維持管理や周辺環境の保全、防災や活用上の課題を検討し、保存活用計画を策定する必要がある。

#### (2) 保存修理調査及び耐震診断事業について

##### 【保存修理調査】 平成 23 年度実施

昭和 55 年の半解体修理から 30 年以上が経過し、各部の破損が顕著になっていた。特に建物外部は破損が大きく、正面車寄せの柱や 2 階バルコニー周辺の支柱、手摺、地覆などは、各部材の端部や接合部から部材内部に雨水が侵入している可能性がある。また漆喰壁や天井も、各部に亀裂や剥離が生じており、今後、実施設計の上、部分修理工事として木部や左官、塗装工事などを行う予定である。

##### 【設備改修調査】 平成 23 年度実施

主に昭和 55 年の修理時に整備された設備類が更新の時期に来ていた。そこで保存修理調査事業の中で電気設備及び機械設備の現況調査を実施し、各種設備の改修に必要な工事内容を計画した。電気設備工事は、電灯設備、テレビ共同受信設備、拡声設備の更新などとし、玄関前面の石畳にロードヒーティング設備、建物背面側にエレベーター設備の設置も検討した。機械設備工事は、給排水設備、衛生器具設備、給油設備、換気設備の更新とした。

##### 【耐震診断】 平成 26 年度実施

「重要文化財（建造物）耐震診断指針」の耐震基礎診断に位置づけられるものとして検討を行った。必要耐震性能を「安全確保水準」として診断した結果、本館は建物の耐力と水平剛性が不足しているため、「大地震動時の倒壊危険性及び中地震動時の非倒壊」の可能性があると判明した。そのため、壁面内部への耐震壁の付加と 2 階及び小屋裏水平構面の補強と、軸部への接合金物の付加とコンクリート基礎の増設が提案された。

附属棟も建物の耐力が不足していることが分かり、「大地震動時の倒壊危険性及び中地震動時の非倒壊」の可能性があると診断された。そのため、壁面内部への耐震壁、軸部への接合金物の付加が提案された。

### 〈事業の経過〉

平成 23 年度 ○保存修理調査  
修理基本計画の策定（保存修理調査、電気等設備の現況調査）

平成 26 年度 ○耐震診断  
本館・附属棟の耐震基礎診断

### 〈今後の計画〉

平成 27～28 年度 ○保存活用計画策定  
○基本設計

平成 29～31 年度 ○実施設計  
○保存修理工事（耐震補強を含む）  
○設備改修工事  
○展示改修工事

## 2. 検討事項の整理と事業計画

これまでに行われた「保存修理調査」など、上記の各種事業に加え、現在把握している維持管理・活用上の課題を踏まえ、本事業での主な検討事項を整理する。

### （1）現状の維持管理・活用上の課題

- ・維持管理：軽微な修繕の項目と方法の把握。家具等の収納。史資料の取り扱い。
- ・周辺環境：樹木・庭園の管理。建物背面側の石垣の孕み。
- ・防災対策：不特定多数の人が出入りする利活用に対する防災対策。耐震対策。
- ・設備等：冷暖房設備の不足。執務室の照明器具の不足。バリアフリー対策。

### （2）本事業での主な検討事項

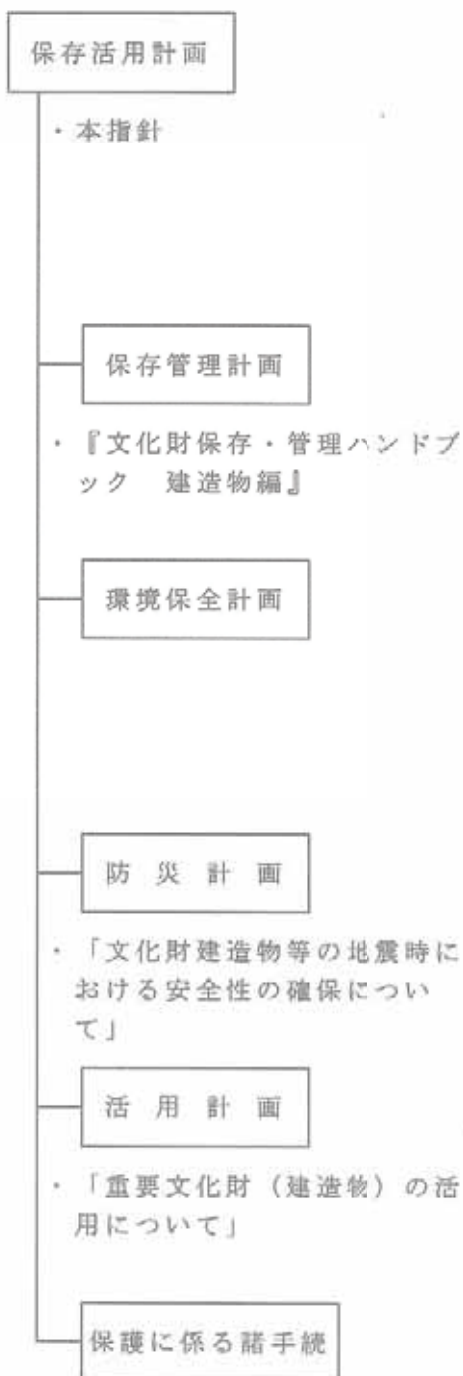
当初復原を含む根本修理を既に終え、修理後の改変箇所は少なく、保存状態は良好。

- ・1章「計画の概要」：文化財保護の経緯の整理。文化財価値の整理。
- ・2章「保存管理計画」：軽微な修繕の取扱い。家具の保管計画。今後の保存修理計画。
- ・3章「環境保全計画」：門、石垣など、敷地内の工作物や樹木の管理方法。
- ・4章「防災計画」：運用面での防災対策。耐震対策。
- ・5章「活用計画」：新たな活用方策の検討。照明・冷暖房器具等の設置。バリアフリー対策。展示計画。周辺施設※との連動性をもった活用方策の検討。

※元町公園内の旧北海道庁函館支庁庁舎、旧開拓使函館支庁書籍庫、伝建地区内に所在する旧イギリス領事館、旧相馬邸、ペリー広場など

付2 重要文化財（建造物）保存活用計画の標準構成

<基準・指針等>



<計画の標準構成>

- 第1章 計画の概要
- (1) 計画の作成
  - (2) 文化財の名称等
  - (3) 文化財の概要
  - (4) 文化財保護の経緯
  - (5) 保護の現状と課題
  - (6) 計画の概要
- 第2章 保存管理計画
- (1) 保存管理の現状
  - (2) 保護の方針
  - (3) 管理計画
  - (4) 修理計画
- 第3章 環境保全計画
- (1) 環境保全の現状と課題
  - (2) 環境保全の基本方針
  - (3) 区域の区分と保全方針
  - (4) 建造物の区分と保護の方針
  - (5) 防災上の課題と対策
- 第4章 防災計画
- (1) 防火・防犯対策
  - (2) 耐震対策
  - (3) 耐風対策
  - (4) その他の災害対策
- 第5章 活用計画
- (1) 公開その他の活用の基本方針
  - (2) 公開計画
  - (3) 活用基本計画
  - (4) 実施に向けての課題
- 第6章 保護に係る諸手続

出典：文化庁文化財保護部「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（平成11年）

平成27年度 旧函館区公会堂 保存活用計画素案作成業務 事業スケジュール

2015.09.14

調査内容	平成27年			平成28年			
	7	8	9	10	11	12	
調査内容		7 打合せ・現状確認 部分部位調査 家具・調度品確認	8 打合せ・現状確認 部分部位調査 家具・調度品確認	9 ヒアリング (管理・防災・活用) 部分・部位確認調査	10 ヒアリング (管理・防災・活用) 部分・部位確認調査	11 史料調査(追加) 家具・調度品確認 (所在の確認)	12 史料調査(追加) 家具・調度品確認 (所在の確認)
作業	ヒアリング項目確認 調査事前準備 (昭和修理整理)	資料収集・調査 委員会準備 (主に1章)	委員会準備 ヒアリング項目整理 (2章)	● 敷地図調査(樹種の確認含む)			↑
委員会			第1回(9/14) 計画の概要 事業の経緯 検討事項の整理と事業スケジュール 計画範囲の設定 文化財の価値の整理 部分・部位(基準等の整理) 活用に関する意見交換				第2回(時期未定) 管理・防災・活用の現状 修理計画 環境保全計画 活用に関する意見聴取
その他		委員会資料の 内容の確認・調整 (月末)					年度成果品まとめ

平成28年度 委員会スケジュール

- 〈第3回〉 防災計画、活用方策のまとめ
- 〈第4回〉 防災計画修正、活用方策修正、保存活用計画案提出
- 〈第5回〉 保存活用計画修正、総括



### 3. 1章「計画の概要」

#### (1) 文化財の名称等

文化財の名称 : 重要文化財旧函館区公会堂本館・附属棟 (2棟)

文化財の所在地 : 北海道函館市元町11番13号

所有者等氏名 : 函館市

所有者等住所 : 北海道函館市東雲町4番13号

#### (2) 指定年月日

本館 : 昭和49年5月21日 (北海道有形文化財指定 昭和46年3月5日)

附属棟 : 昭和55年12月18日

#### (3) 構造形式

本館 : 木造、建築面積886.3㎡、二階建、棧瓦葺

附属棟 : 木造、建築面積133.9㎡、一階建、渡廊下附属、棧瓦及び鉄板葺

#### (4) 旧函館区公会堂の構成要素と計画区域

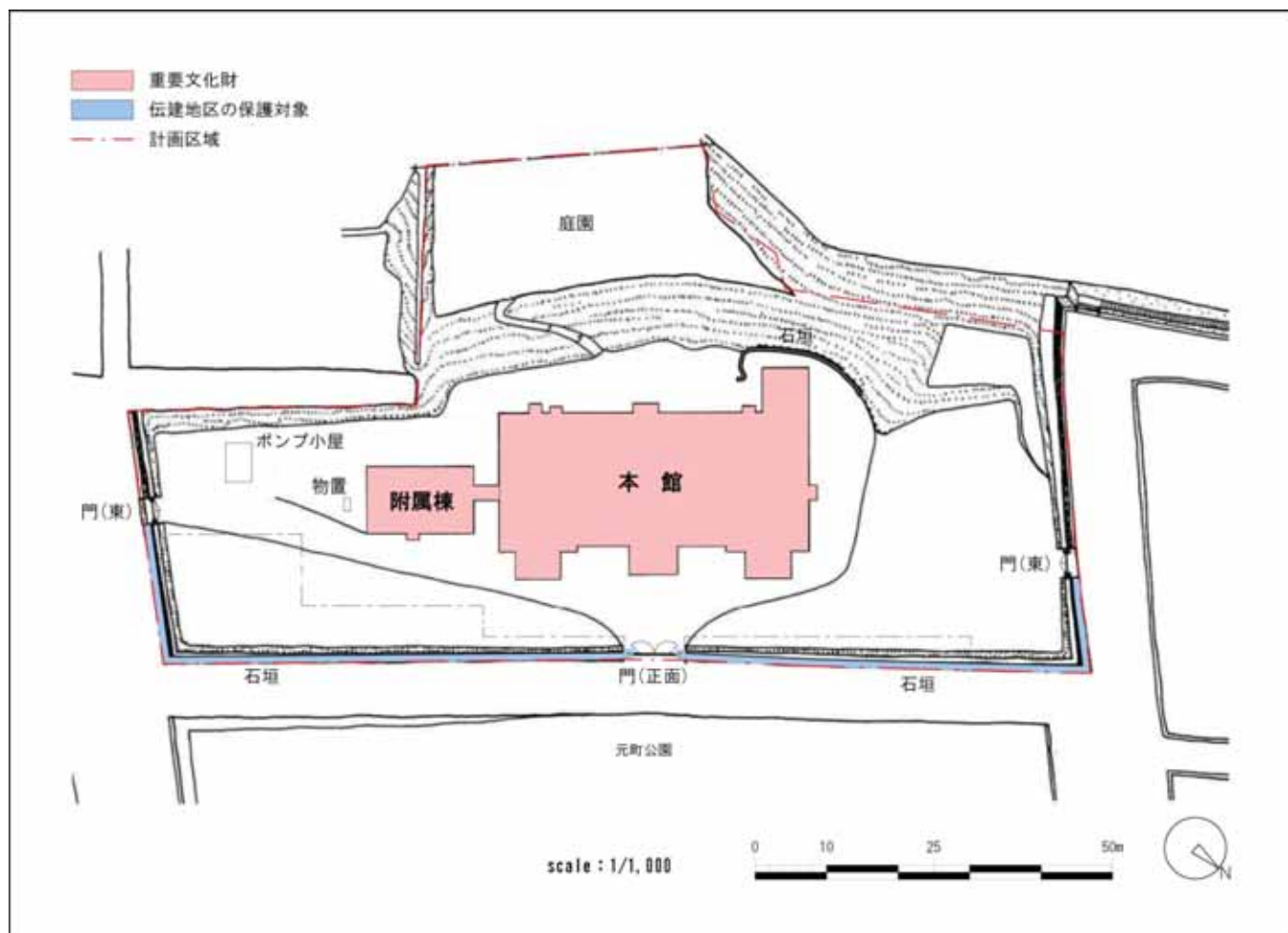


図. 計画区域と構成要素

建造物	<p>伝建地区の保護対象 重要文化財</p>  <p>本館</p>  <p>附属棟</p>  <p>ポンプ小屋</p>		
工作物等	 <p>門(正面)→保護対象は門柱(M43)のみ</p>  <p>石垣(正面)</p>	 <p>門(東)</p>  <p>石垣(背面)</p>	 <p>門(西)</p>  <p>庭園</p>
その他	 <p>防災設備</p>	 <p>照明</p>	 <p>物置</p>
失われた建造物	 <p>職務住宅</p>	 <p>便所</p>	

図. 旧函館区公会堂の構成要素

## (5) 文化財の価値

### 【本館 指定説明】

この建物は函館区（現函館市）（注1）の公会堂として明治42年5月着工、翌43年9月に竣工したもので、設計者は函館区技手小西朝太郎、棟梁は村木甚三郎であった。総工費は5万8千余円、うち5万円は当地の豪商相馬哲平が寄附したものである。

木造2階建てで、基礎はレンガ積の上に布石をおき、外壁は下見板張り、屋根は棧瓦葺とする。正面桁行43m余り、梁間約18mで、両端をわずかに突出させて切妻の破風をみせ中央にも小さな飾破風を設けてそれらの間には屋根窓をおく。車寄は中央と両端の3個所に附設する。

平面は中廊下式で、1階は食堂、球戯室のほか、寝室、会議室などの小部屋を配し、背面は円柱を立て吹放しの廊下としている。2階は大部分を講堂とし、ほかに貴賓室をおき、正面にはバルコニーを設けている。

主要室には暖炉を構え、折上格天井とするが、講堂は天井をボールドとしている。貴賓室の照明器具も古いものが残されている。

この建物は改造が少くて保存もよく、公会堂建築の一遺構として価値が認められる（注2）。

注1. 函館区の「区」は自治制の区ではなく、郡区町村編制法に基づいて明治12年施行され、大正11年まで続いた。北海道では札幌、小樽その他現在の市のほとんどが区であった。

注2. 明治時代に建てられた公会堂建築の遺構としては次のものがある。

（学会編「全国明治洋風建築リスト」による）

奈良県公会堂（明治36、木造、平家建）

福岡県公会堂（明治43、木造、二階建）

郡公会堂（秋田県横手市、明治33、木造、二階建）

坂城公民館（長野県埴科郡坂城町、明治21、木造、三階建）

### 【附属棟 指定説明】

旧函館区公会堂本館は函館区技手小西朝次郎の設計により明治43年9月に竣工したもので、昭和49年重要文化財に指定された（注1）。

附属棟は本館と同時の建築で（注2）、本館の向って左手に建ち、本館とは渡廊下でつながれる。

桁行14.7メートル、梁間9.2メートル、木造、平屋建、寄棟造、棧瓦葺の建物で、正面の意匠は本館に合わせて上げ下げ窓とし、出入口には方杖で洋風の庇を付け（注3）、渡廊下と側面、背面側の窓は引違戸とする。

平面は東半部の正面側を広い板の間とし、出入口を設け、背面側に6畳と4畳半の2室の居室をとり、管理人の住居とする。西半部は渡廊下の延長に中廊下をとり、正面側を洋式と和式の2室の浴室と釜場、背面側を便所とする。浴室の天井を木造のリップ付ボールド状とし、中央に湯気抜を付けるなど内部意匠にもみるべきものがある。

部分的な改造はあるが全体として保存もよく、本館の附属建物として価値があり、一体として保存を計りたい。

注1. 昭和49年5月21日指定、文部省告示第79号

注2. 明治43年9月20日の「函館毎日新聞」に平面略図と写真がのっている。

注3. 本館側、旧和風浴室前面の庇付出入口は後補で、当初は上げ下げ窓である。



## 【建築史的価値】

### ① 公会堂建築の古い遺構

明治中期以降に全国的に建てられるようになったという公会堂の中でも、本格的な洋風意匠を取り入れた最古に属する遺構といえる。大規模なホールや演台に加え、寝室、大食堂など迎賓・宿泊といった用途にも対応するための各室を備えており、公会堂の発達史上、重要な事例である。

### ② 地元の技手・大工により建てられた大規模な洋風建築

洋風建築が多く残る北海道において、大規模な洋風建築の一事例として貴重である。このような洋風建築が地元の豪商の出資の元、函館市の技手、大工により設計、施工された点も意義深い。

(様式、意匠、構法など整理中)

### ③ 内装がよくわかり、当時の生活様式の一端を探る上で貴重

建設当初の家具が比較的多く残り、史料から発注時の様子や家具の配置もよく知られる。特に2階貴賓室廻りには、皇太子行啓時に使用された上級の家具が豊富に現存している。また、一部には当初の照明器具が残り、カーテンや壁紙、床なども、痕跡や古写真などから意匠的な復原が可能であって、かつての生活様式を知る上で資料的価値が高い。

## 【歴史的価値】

### ④ 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区における中核的存在

幕末期から開港場として発展した函館のかつての中心部分で、明治 11、12 年の大火後に整備された街区一体が保存地区となっている。公会堂は明治 40 年の大火後に市民によって建てられた復興の象徴であり、宗教施設や煉瓦造倉庫、和洋折衷型の住宅など、彩り豊かな建物が残る町並みの中にあって、その中核的存在といえる。

### ⑤ 皇太子行啓で宿泊、休憩に利用された施設

明治 44 年には後の大正天皇が行啓し、大正 11 年には後の昭和天皇が行啓で訪れている。特に明治 44 年には宿泊され、当時の家具がよく残るとともに、図面史料も良く残っている。

## (6) 公会堂の変遷 (保存・活用事業の歴史)

年月	建築の変遷		利活用の歴史
明治	42年 (1906)	5月	起工
	43年 (1907)	9月	竣工
	44年 (1908)	8月	
大正	11年 (1922)	7月	皇太子 (大正天皇) 行啓 皇太子 (昭和天皇) 行啓
			(戦後の状況を整理)
昭和	32年 (1957)		公会堂として再生
	46年 (1971)	3月	北海道有形文化財指定
	49年 (1974)	5月	重要文化財指定 (本館)
	55年 (1980)	10月	★半解体修理
		12月	重要文化財指定 (附属棟)
	57年 (1982)	11月	竣工 (明治44年行啓時の姿に復原)
	58年 (1983)		建物の一般公開を開始
	59年 (1984)		★部分修理工事、屋根葺替工事
平成	元年 (1989)		函館市文化・スポーツ振興財団に管理委託
	7年 (1995)		外壁塗装、屋根瓦葺替等
	12年 (2000)		応急修理 (中央車寄2階)
	14年 (2002)		★部分修理工事 (中央車寄2階)
	18年 (2006)		指定管理者制度導入

表. 公会堂の変遷

★は国庫補助事業



	1階	2階
当初 (M43)	<p>会議所事務室</p>	<p>※部屋名は「函館毎日新聞」開堂式平面図(明治43年)より</p>
行啓時 (M44)	<p>近衛将校室</p>	<p>※部屋名は「鶴賀奉迎録」附図(明治44年)より</p>
現状	<p>会議所事務室</p>	<p>貴賓室</p>
保存活用計画での使用名称 (案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に明治43年の部屋名称を使用する。</li> <li>重複する部屋名称は便宜的にa, b, c...とする。</li> <li>便所(3ヶ所)は現状の部屋名称とする。</li> </ul> <p>会議所事務室b</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>西側の4室及び突出部は皇太子行啓時の部屋名称とする。</li> </ul>

図. 部屋名称の推移と本計画での使用名称

(8) 昭和修理の概要・整備の方針

**【全体の方針】** 全体が整い充実した明治44年の行啓時の姿に復原する。  
 内装類は、大規模な機械生産でなければ製作不可能なもので、現在は生産困難であるものは復原しない。また、代替材は、明らかに後世のものとする。

	修理前	修理後	
内装類	リノリウム	2期目（昭和前期）のリノリウムが残存。	後補と分かるよう、無地の輸入品（西ドイツ製）を用い修理。リノリウムは本来寒地では不適とされ、活用される所は一般的な塩化ビニール系シート張りとした。
	絨織	当初材はなし。	貴賓室は雰囲気を失わない程度で安価な機械織絨織を用いた。階段など使用の激しいものは、堅牢で安価なものとした。
	カーテン	当初材はなし。	古写真などを基に復原し、裂質と柄は新たにデザインした。他の内装類と比較し高価だが、耐用年限が少ないので、既成品程度とした。貴賓室は、御座所としてふさわしいものを別注品から選定した。
	照明	現存及び別途保管されていたものがあった。	現存及び別途保管されていたものや史料、痕跡から復旧した。復原灯具以外に照明の必要な部分には、従来の中古のシェードを利用した既成品コードペンダントを取付けた。補助照明は、取外し容易な照明器具を仮設的に設置することとし、電灯スイッチ、コンセントなどを設置した。コンセントは壁を避け、すべて床に設置した。
	紙貼り（壁・天井）	貴賓室は、壁・天井に当初の紙張りが残存。ただ、御食堂は紙貼りが失われていた。	当初のプリント柄の輸入物が良好に残存していた。破損箇所は、同じような紙質のものに絵具で模写した。御食堂は、当初は御召替室と同じ仕様だったが、漆喰面に水性ペイント塗となっていた。当初の壁紙は入手できず、白色系の壁紙を貼って雰囲気を似せるに留めた。
	漆喰		当初の中心飾りは、裏打ちにてFRP補強を行った。欠失している中心飾りは旧規に倣って復原。
	建具		雨風などのため正面両脇出入口に定規縁とドアクローザーを、2階中央ベランダ出入口に定規縁を設置した。
外部	車寄せ	2階ベランダが腐朽。	加工して転用できる部材は再利用し、当初形式に復原した。
	避雷針・飾り柵		中央陸屋根に飾り柵と避雷針を古写真により復旧した。
	煙突	屋上はRC造に変更。	旧規の煉瓦造に復し、金物などにより構造補強を行った。
その他	外観塗装	建設後、2度塗替え。	建物のもつ性格上重要な意匠であり、当初の色調に復旧した。
	便所	全て男女共用の便所だった。	突出部1階石炭庫（もと湯沸室）に女子用仮設便所を設置し、突出部は男子用、附属棟は共用とした。設備類はすべて一般のものとし、換気扇、暖房用照明（配線まで）を設置。
	その他設備		附属棟板間に給排水設備と都市ガス設備を設置した。浴室は将来の使用に備え給排水管工事まで施した。放送設備、電話などは、配管、配線を考慮した。
	防湿の措置	建物周囲に土砂が堆積し、排水が悪く、湿気をよんでいた。	暗渠排水管の設置、防蟻処理、床下地盤に防湿用シートを敷詰めた。建物内部のドラフト効果を期待し、越屋根軒や床下、床板の見え隠れ部分に換気孔を設置した。また一部は、点検口を兼ねて拡張した。

表. 各部の修理・整備方法（「保存修理工事報告書」より整理）

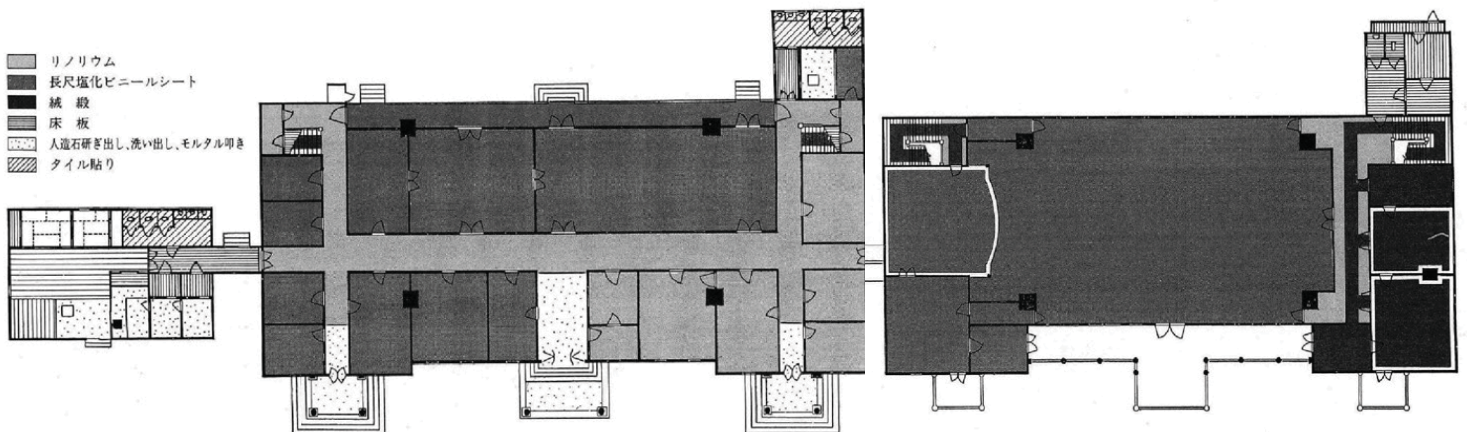


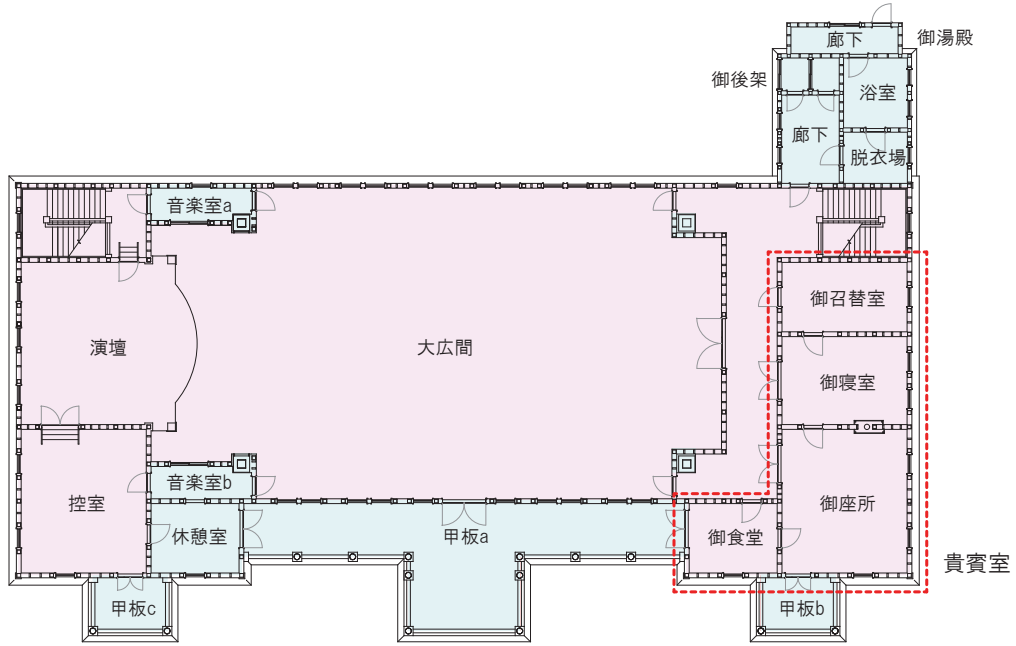
図5-75 実施1階床仕上

図5-76 実施2階床仕上

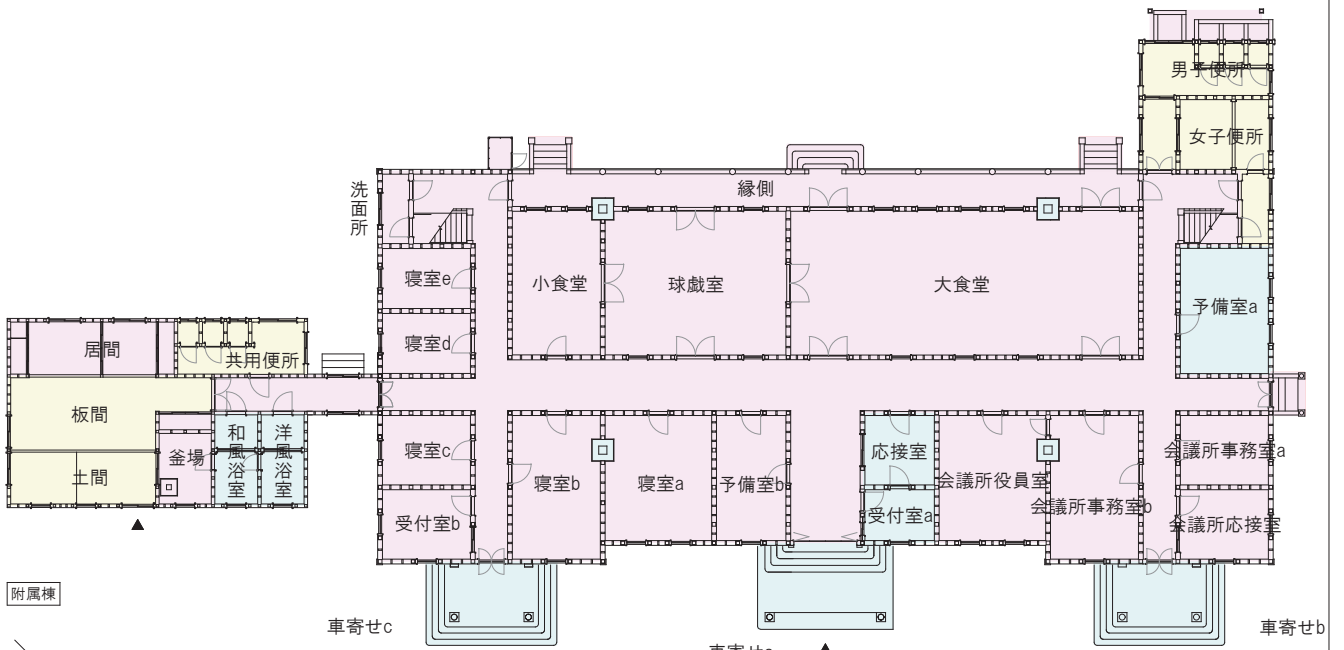
図. 修理後の床仕上げ（左：1階、右：2階）



- 明治44年当時の状態がよく保存されていた部分
- 主要構造部や間仕切を復原した部分
- 間取りを復原し、設備を整備した部分



2階平面図



1階平面図

図. 各部屋の復原・整備の区分

### (9) 家具の現状

【価値】・当時の生活様式を知る上で資料的価値がある。  
・古写真により当初の配置などが判明した。

【現状】・2階貴賓室廻りは当初の家具がよく残っている。  
→復原配置図に近い形で展示されている。  
・1階大食堂廻りの家具はなくなっている。  
→北東の部屋に収納。  
・1階には寝室など各室に家具が展示されている。  
→使用方法や来歴が不明。

【課題】・展示方法の検討  
・収納方法の改善。  
・1階に展示されている家具の  
かつての使用方法や来歴の確認。



北東の物置に保管されている家具



大食堂（現状）



大食堂（現状）



球戯室（現状）



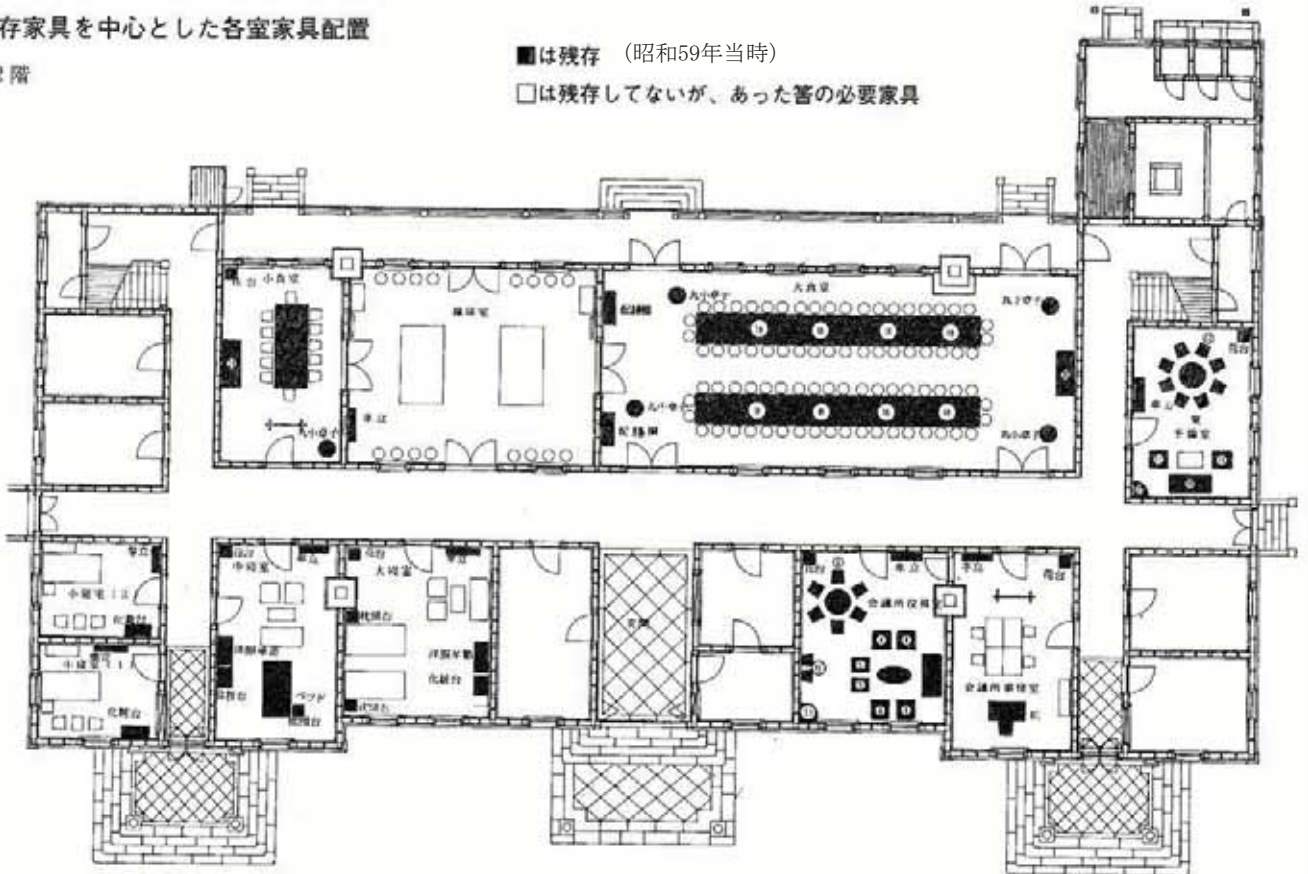
小食堂（現状）

残存家具を中心とした各室家具配置

2階

■は残存（昭和59年当時）

□は残存してないが、あった筈の必要家具



1階

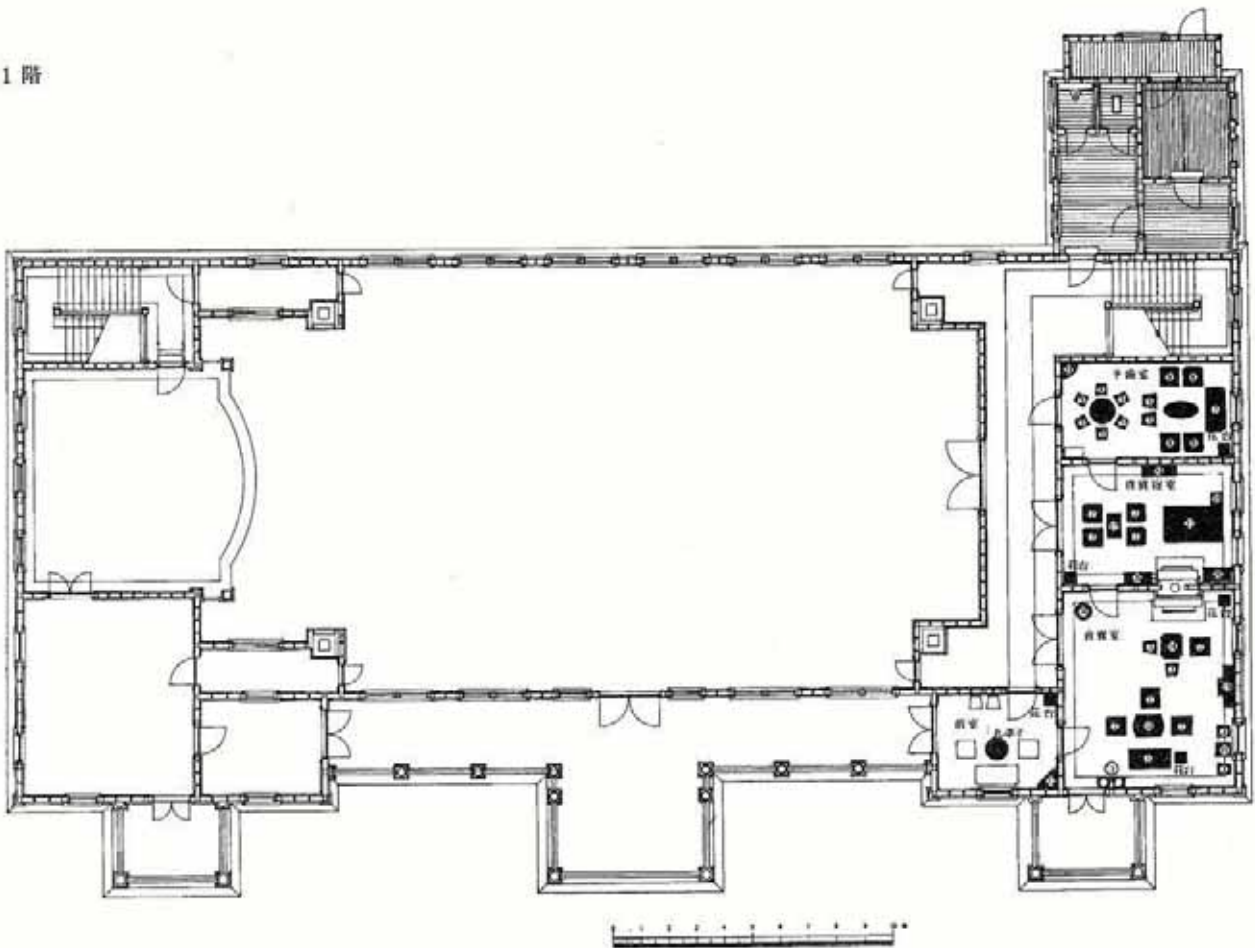


図. 復原家具配置図

※『函館市史 都市・住文化編』（平成7年）より



## 4. 2章「保存管理計画」

### (1) 部分の設定の方針

「重要文化財（建造物） 保存活用計画策定指針」に基づき、屋根、壁面外観（各面毎）又は各部屋を単位として、以下の区分に準じて「部分」を設定し、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。

#### 〈保存部分〉

文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分で、主として部位の基準1又は2に該当する部位により構成される部分。構造上特に問題を有する場合を除き、壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲については、公共の文化財という観点から、原則として保存部分とする。

基準1： 材料自体の保存を行う部位

基準2： 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

公会堂は、昭和の保存修理時に当初復原されており、全体的に軸部などの主要部材から造作に至るまで、修理後の改変が少ないことから、基本的にはほとんどの部分を保存部分とする。

#### 〈保全部分〉

維持及び保全することが要求される部分で、主として部位の基準3又は4に該当する部位により構成される部分。内部においては、改造により文化財としての原状が失われている部分、厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分、管理・活用及び補強等のために改変が許される部分に限る。

基準3： 主たる形状及び色彩を保存する部位

基準4： 意匠上の配慮を必要とする部位

公会堂では、今後の活用を考慮して、定期的な内装や設備の更新が必要な箇所や、新規の設備の付加などが生じる可能性のある部屋とする。新規の設備の設置にあたっては、主要部材は保存部分と同様に保存し、意匠的価値を損なわないよう配慮する。

例) 衛生器具の更新、照明の追加、冷暖房器具（配線・配管含）の設置、収納棚の設置など

#### 〈その他部分〉

活用又は安全性の向上のために改変が許される部分で、主として部位の基準4又は5に該当する部位により構成される部分。

基準5： 所有者等の自由裁量に委ねられる部位

公会堂は、昭和修理後に当初の姿に復原され、その後の改変も少なく、〈その他部分〉は設定しない。

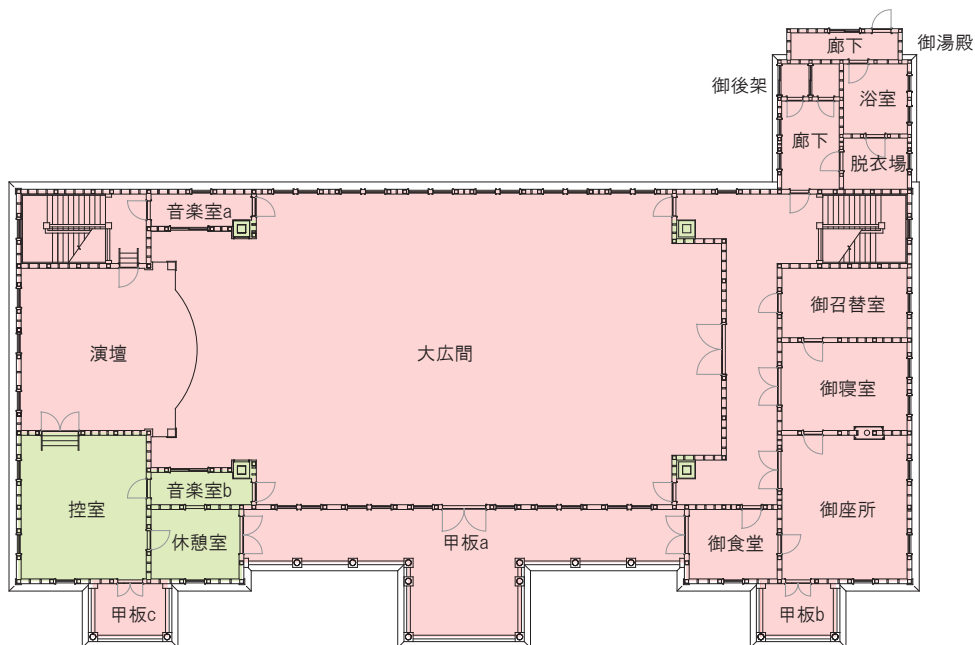
		当初の室名	現在の用途	室内の状況
本館	1階	応接室	受付	照明や空調器具が不足。 防災設備等の更新が必要。
		受付室a	事務室	
		会議所役員室	事務室	
		受付室b	物置	家具を収納している。（保存小屋で対応するなど収納方法は要検討）
		寝室b	貸衣装室	棚や着替え室などは仮設的なものを使用している。
		寝室d	化粧室	
		小食堂	売店	
	便所	男子便所 女子便所	今後も定期的な設備器具の更新やレイアウトの変更が必要。	
	2階	控室	休憩室	簡易的な着替え場所を設置。空調、水回りの整備が必要。
		休憩室	物置	イベント時に使用する椅子を収納している。
音楽室		通路	設備基板を設置している。	
その他	煙突	煙突	今後、空調配管の設置に使用可能。	
附属棟	便所	共用便所	今後も定期的な設備器具の更新やレイアウトの変更が必要。	
	居間	休憩室	空調器具が不足。（断熱性能の向上が必要）	
	板間	台所	流し、ガス台などの設備の更新が必要。	
	土間	台所・靴脱場		
	釜場	物置		掃除用具などを収納。

表. 主に活用されている部屋の現状

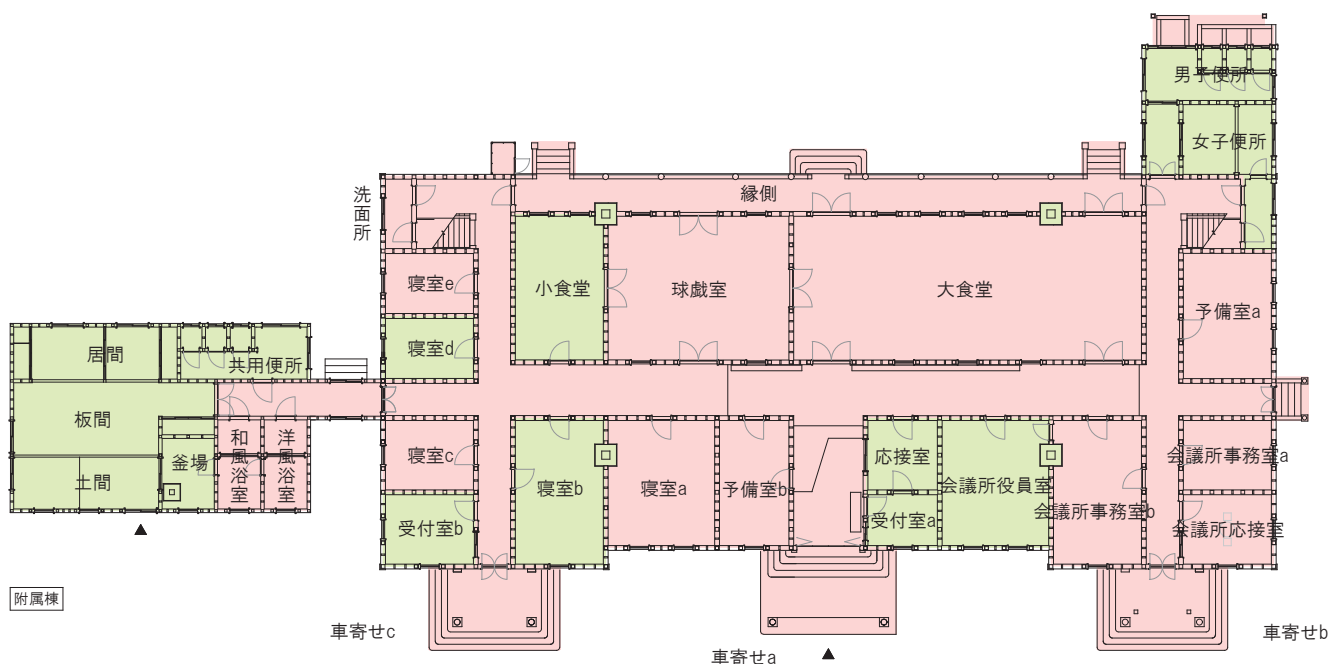


※ここに図示するのは、各室の現在の用途を継続した場合の設定案である。  
 部分の設定は、今後の調査や防災計画、活用計画を反映する必要があり、  
 活用計画では、各室の用途の変更も検討課題としている。  
 よって部分の設定に関しては、各計画と調整しながら引き続き検討する。

- 保存部分
- 保全部分



2階平面図



1階平面図

図. 部分の設定 (案)

## (2) 部位の設定の方針

「重要文化財（建造物） 保存活用計画策定指針」に基づき、前項で設定した各部分について、一連の部材等（室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠、暖炉、軒飾り等）を単位として、目視による観察や簡単な調査によって明らかな範囲で、以下の標準的な区分に準拠して「部位」を設定して保護の方針を定める。

### 〈基準1〉 材料自体の保存を行う部位

装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位・特殊な材料又は仕様である部位・主要な構造を構成する部位については、原則として基準1とする。

公会堂では、軸部や建具などに加え、当初の灯具や2階貴賓室廻りに用いられた当初の壁紙（輸入材）などは資料的価値も高く、文化財として材料自体を厳密に保存するため、基準1とする。

例) 主要部材（基礎、土台、柱、梁、額縁等）、建具、当初の内装類など

### 〈基準2〉 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

基準1に準じた箇所、定期的に材料の取り替えを必要とする修理が必要とされる部位については基準2とする。

漆喰塗や瓦葺などが挙げられ、修理は、伝統的な材料、技法をもって行う。昭和の保存修理時に、当初の床の様子を理解のため一部に用いられたリノリウムや、上質な雰囲気を残すために貴賓室廻りに使用された別注品のカーテンや絨緞も含む。

例) 壁面（漆喰塗、下見板）、屋根（瓦葺、銅板葺）、床面（人造石研出し仕上げ）など

### 〈基準3〉 主たる形状及び色彩を保存する部位

保存部分にあつては、活用又は補強等のため特に変更が必要な部位に限り基準3とする。保全部分にあつては、保存部分との調和が求められる部位については主として基準3とする。

公会堂では、当初のカーテンや絨緞は全て失われていたが、カーテンは、古写真によって形状や前飾りの形式、束ね方が判明し、絨緞は文献資料によって色彩が判明した。そこで、材料自体は一般的なものを用いつつ、どちらも形状や色彩が復原された。

このような検討を経て、当初の形状や色彩が整備復旧された箇所、あるいは仕様が判明しても、今日では入手困難なもので一般的な既成品により代替されている箇所は、基準3とする。

例) カーテン、絨緞（ともに貴賓室廻り以外の既成品程度のもの）

### 〈基準4〉 意匠上の配慮を必要とする部位

保全部分にあつては、活用又は補強のため特に変更が必要な部位について基準4とする。その他部分にあつては、保存部分と意匠的に一体である部位については基準4とする。

公会堂では、主に管理、活用に必要な設備類など、意匠を配慮しながら現代的な技法、材料を用いて整備する部位を基準4とする。

例) 防災や活用のための設備類、補助照明など

### 〈基準5〉 所有者等の自由裁量に委ねられる部位

その他部分にあつては、保存部分と意匠的に一体である部位については基準4とし、その他については基準5とすることができる。

公会堂では、その他の部分を設定しないので、該当する箇所はない。

	〈基準1〉 材料自体を保存	〈基準2〉 材料の形状・ 材質・仕上げ・色彩を保存	〈基準3〉 主たる形状及び色彩を保存	〈基準4〉 意匠上の配慮が必要
床	リノリウム	輸入品のリノリウム		塩化ビニールシート
	絨緞	別注品（貴賓室廻り）	既成品（その他の部屋）	
カーテン		別注品（貴賓室廻り）	既成品（その他の部屋）	
照明	当初の灯具（復原含む）	中古の灯具		新設した補助照明
壁紙	当初の壁紙		整備した壁紙（予備室）	
内壁塗装		油性ペイント・ワニス塗装		
外壁塗装		油性ペイント塗装		

表. 部位の設定案（内装・塗装などのみ）

【基準1】  
○主要部材  
柱

○天井面  
天井縁  
板天井

○照明  
当初の灯具

○内装  
カーテンボックス

【基準2】  
○天井面  
漆喰天井

【基準3】  
○内装  
カーテン

【基準4】  
○床面  
塩ビシート敷

本館 大広間（2階）

【基準1】  
○天井面  
板天井

○床面  
板敷

○建具  
上下窓  
引違い窓

【基準2】  
○壁面  
漆喰壁

○床面  
人造石研出し

【基準3】

【基準4】  
○照明  
補助照明

○設備類  
火災報知機  
流し・ガス台

附属棟 板間・土間

【基準1】  
○主要部材  
持送り  
基礎

○その他  
小庇

【基準2】  
○屋根面  
瓦葺  
銅板葺(小庇)

○壁面  
下見板張り  
油性ペイント塗装

○設備類  
避雷針  
雨樋

【基準3】  
○その他  
塗装

【基準4】

本館 外部

図. 部位の設定(案)

## ○活用方策

### 1. 現在の活用状況

#### (1) 一般公開と入館者数

昭和 57 年の半解体修理後、翌昭和 58 年から建物の一般公開を開始した。

入館者数は、公開開始当初年間 10 万人程度であったが、昭和末期から平成初めにかけて急激に増加となり、平成 3 年度には約 30 万人に達した。その後も年間 25 万人前後を維持していたが、平成 14 年度から減少傾向となり、ここ 10 年間では年間約 15 万人前後で推移している。

表. 入館者数と入館料収入の推移

年度	入館者数	入館料収入
昭和58年度 (1983)	108,289人	
昭和59年度 (1984)	104,498人	
昭和60年度 (1985)	118,010人	
昭和61年度 (1986)	153,615人	
昭和62年度 (1987)	205,444人	
昭和63年度 (1988)	221,013人	
平成1年度 (1989)	246,592人	
平成2年度 (1990)	273,295人	
平成3年度 (1991)	294,744人	
平成4年度 (1992)	266,341人	
平成5年度 (1993)	261,140人	
平成6年度 (1994)	235,174人	
平成7年度 (1995)	232,665人	
平成8年度 (1996)	239,544人	
平成9年度 (1997)	243,420人	
平成10年度 (1998)	242,624人	
平成11年度 (1999)	242,223人	
平成12年度 (2000)	219,459人	
平成13年度 (2001)	228,071人	55,329,125円
平成14年度 (2002)	195,985人	47,155,785円
平成15年度 (2003)	177,039人	41,664,335円
平成16年度 (2004)	162,065人	38,469,710円
平成17年度 (2005)	147,224人	34,001,230円
平成18年度 (2006)	158,222人	37,585,955円
平成19年度 (2007)	144,303人	34,065,560円
平成20年度 (2008)	143,959人	33,789,810円
平成21年度 (2009)	137,048人	31,903,840円
平成22年度 (2010)	135,122人	30,620,620円
平成23年度 (2011)	127,856人	28,663,295円
平成24年度 (2012)	144,062人	33,098,220円
平成25年度 (2013)	157,313人	35,731,520円
平成26年度 (2014)	156,041人	35,192,270円

図. 入館者数の推移

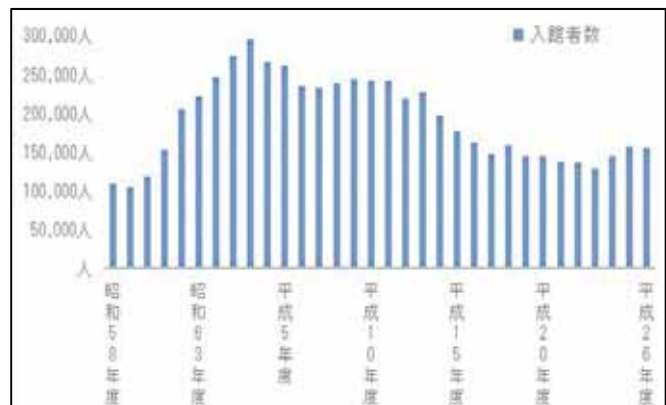


表. ハイカラ衣裳館の利用者数の推移

年度	利用者数		
	人数	営業日数	1日平均
平成23年度 (2011)	15,287人	294日	52人
平成24年度 (2012)	18,563人	294日	63人
平成25年度 (2013)	19,931人	294日	68人
平成26年度 (2014)	19,697人	294日	67人

#### (2) 事業等

##### ① 貸衣装「ハイカラ衣裳館」

平成 4 年 9 月から記念撮影用にカクテルドレスなどを貸し出す「ハイカラ衣裳館」を開始した。

平成 20 年からは貸衣装に加え、衣裳に合わせたヘアメイクサービスをはじめ、現在では、入館者の 1 割以上が利用する人気のメニューとなっており、特に女性の入館者から好評を博している。





## ② コンサート等の開催

2階の大広間は、建築当初から音楽会や講演会、各種大会の会場などとして使用されていたが、昭和58年の一般公開以降は、市内外の音楽団体によるコンサートや指定管理者主催のプロムナード・コンサート（本来は公園などで催される遊歩しながら聴くことのできる音楽会のこと。現在では軽い音楽を主体とした音楽会のことを指す）などが開催されている。

コンサートは、公会堂の雰囲気合うクラシック音楽のものが多く、交響楽団や管弦楽団、アンサンブルなどによるものの他、クラシックギター、マンドリン、声楽や合唱、雅楽等のコンサートも開かれている。

なお、コンサート等の収容人員は、昭和58年の一般公開以降は定員200人で行っていたが、平成5年の北海道南西沖地震を期に、建物に対する負荷や大人数による避難誘導対策のため120人に定員を変更し、現在に至っている。

表. 事業等実施状況

年度	公会堂コンサート		プロムナードコンサート		その他			実施回数	参加者数
	回数	人数	回数	人数	内容	回数	人数		
平成22年度(2010)	28回	2,306人	-	-	築100年記念事業	1回	2,633人	29回	4,939人
平成23年度(2011)	29回	2,819人	-	-	ミシュラン・グリーンガイド二つ星掲載記念コンサート	1回	120人	31回	3,139人
					高校生によるお茶会	1回	200人		
平成24年度(2012)	31回	2,767人	20回	3,156人	市制施行90周年記念事業サマーコンサート	1回	120人	53回	6,243人
					高校生によるお茶会	1回	200人		
平成25年度(2013)	28回	2,428人	20回	2,924人	公会堂コンサート30回記念ステージ	1回	120人	50回	5,672人
					高校生によるお茶会	1回	200人		
平成26年度(2014)	32回	2,908人	20回	2,617人	重要文化財指定40周年記念コンサート	1回	120人	55回	5,945人
					高校生によるお茶会	1回	200人		
					日米交流160年記念ペリー黒船音楽紀行【共催】	1回	100人		
合計	148回	13,228人	60回	8,697人		10回	4,013人	218回	25,938人

写真. コンサートのようす



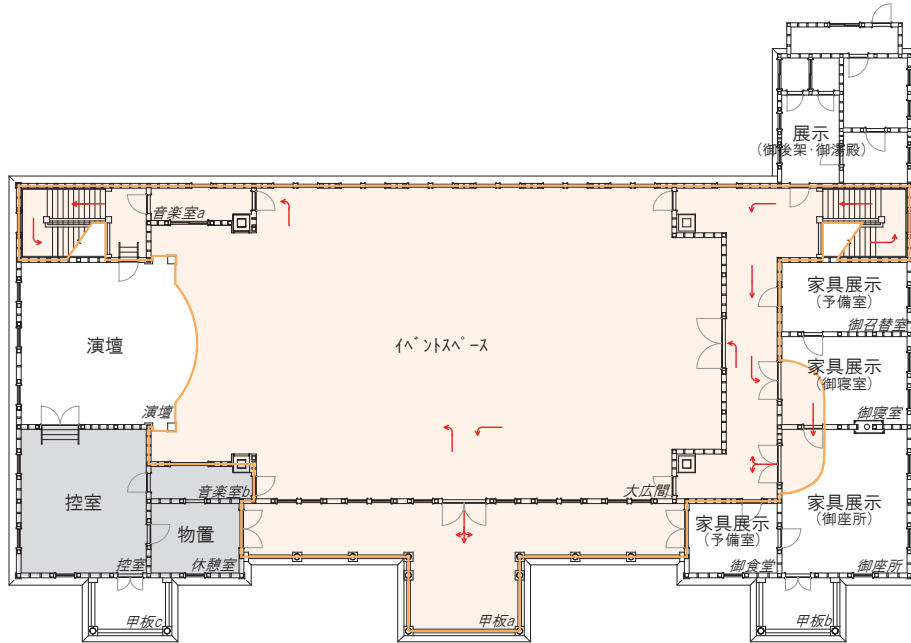
函館リコーダー



独唱とアンサンブルの会

図. 現在の活用状況 (各室の名称は現在の用途を記載)

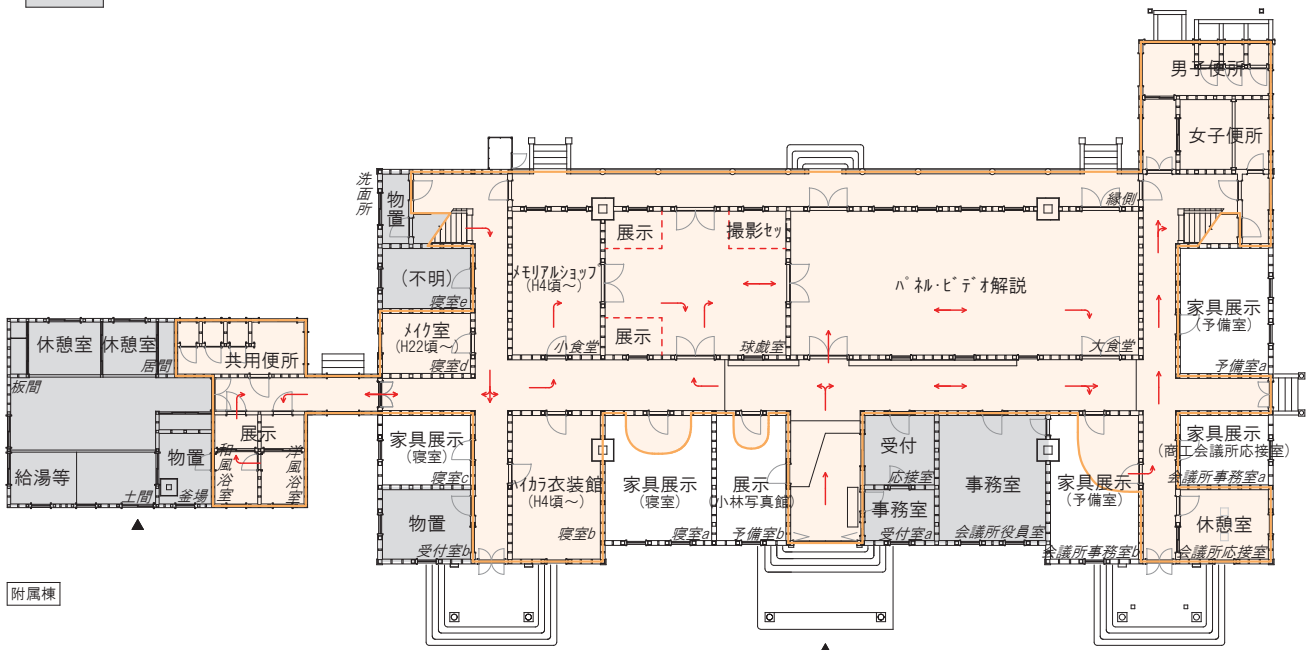
- 見学範囲
- 管理・事務等



・ イベント時には椅子を120脚並べる  
 → 多い時には200人程度収容

2階平面図

- 見学範囲
- 管理・事務等



1階平面図

※今後、昭和修理後の活用を確認→現在までの変更点を整理

## 2. 整備後の活用方策

公会堂は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づいて、国の重要文化財に指定された建造物である。文化財保護法では、文化財を保存し、かつ活用を図ることで、国民の文化的向上に資することされており、このため、文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存することを心掛けるよう定めている。

そのため、特に文化財の現状変更や保存に影響を及ぼす行為については、文化庁長官による許可が必要であり、また実際に許可を得るためには、文化財の価値を損なわず、また文化財への影響が軽微となるような配慮が必要とされる。

また、現状変更等については、①保存修理に伴う復元的行為、②保存管理上の行為および③活用のための行為に対して許可が必要とされており、活用のために必要な現状変更をどこまで許容するかは、建造物の特性や、文化財的な価値の所在などを考慮し、個別に判断が必要とされている。

また、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」には、「11 計画の内容に文化財保護法第 4 3 条第 1 号に規定する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が含まれる場合は、所有者等は計画策定にあたって事前に都道府県教育委員会を通じて文化庁と協議し、必要に応じて同法第 4 7 条第 4 項の規定に基づいて、文化庁に技術的指導を求めることができるものとする。」とある。

活用方策の検討にあたっては、上記のような国指定文化財としての制限がある中で、建物の価値を損なわず、さらに建物の魅力が向上するような内容を検討する必要がある。

### 〔重要文化財建造物の保存・活用に対する国庫補助事業と補助対象となる事業〕

○重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費（補助率：65%〔過疎地域適用〕）

ア 修理事業

（ア）解体修理、半解体修理、屋根葺替、塗装修理、部分修理、移築修理

（イ）災害復旧工事

イ 管理事業

（ア）警報設備、消火設備、避雷設備、防盜、防犯設備、避難設備の設置工事

（イ）火除地設定、消防道路設置、保護策設置、覆屋（保存庫を含む。）設置（増、改築を含む。）、擁壁、排水施設の設置工事

（ウ）鳥獣虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事

（エ）耐震診断及び耐震対策工事

（オ）災害復旧工事

○文化財建造物等を活用した地域活性化事業（補助率：65%〔過疎地域適用〕）

ア 保存活用計画の策定

イ 重要文化財建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備

ウ 重要文化財建造物の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備





函館市広域図



函館市街地と旧函館区公会堂の所在地

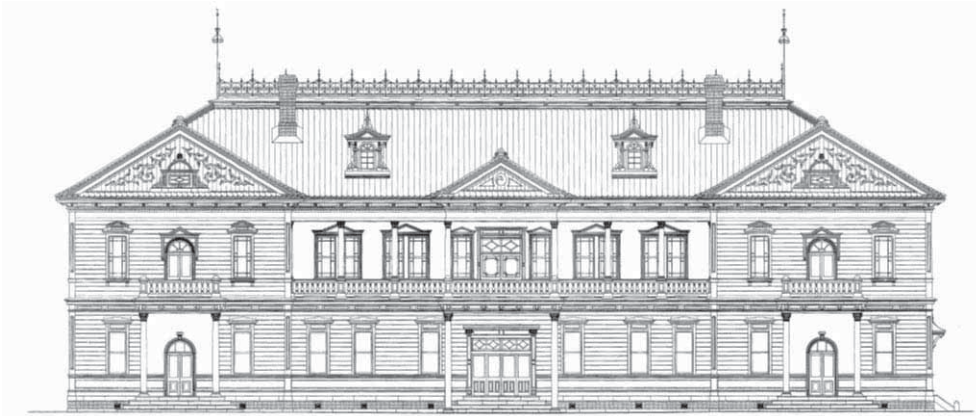
(「修理工事報告書」(昭和57年)より)



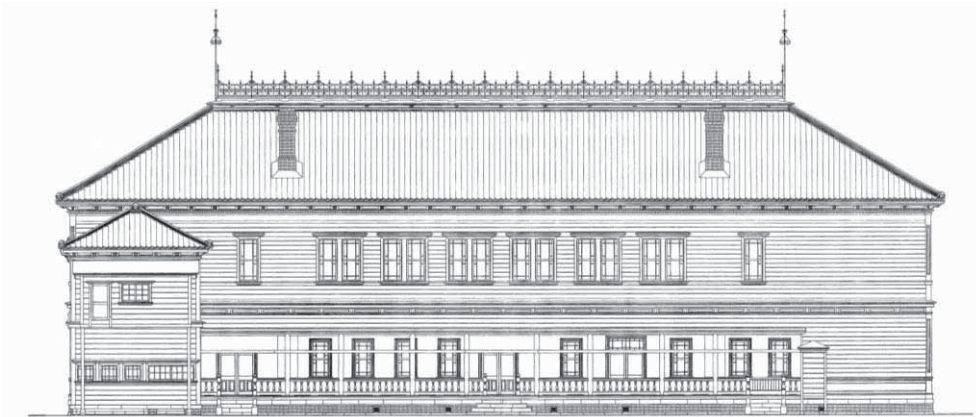




(以降の図面は、全て「修理工事報告書」(昭和57年)より)



正面図



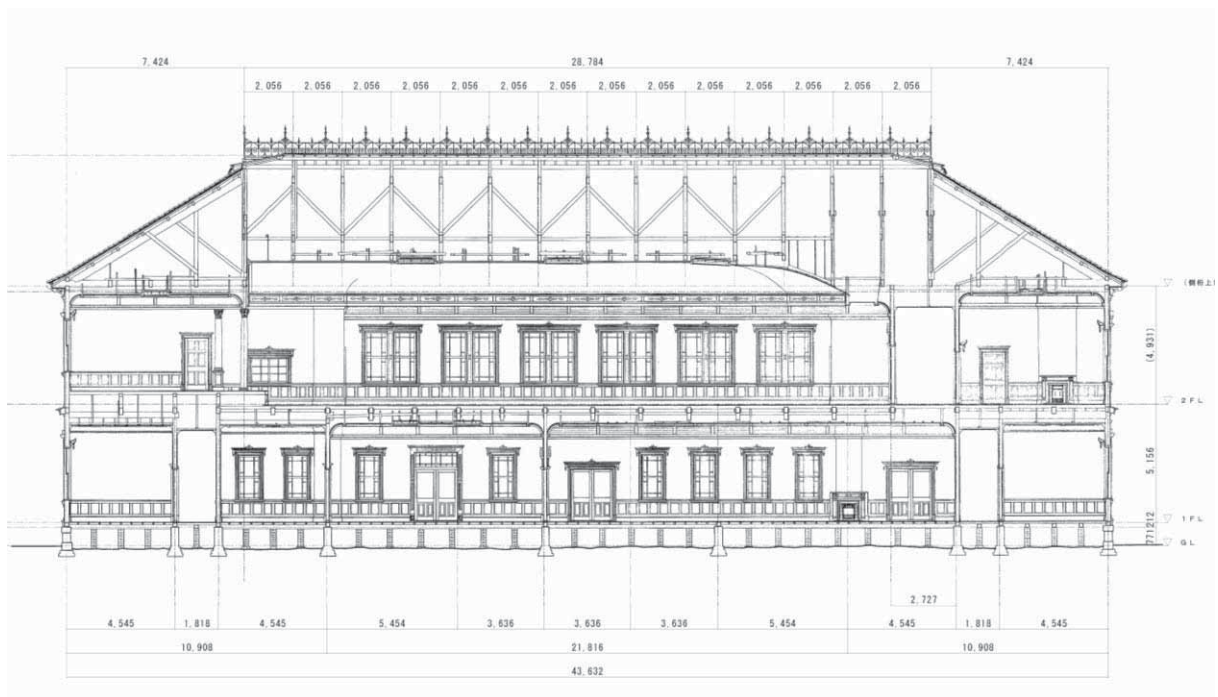
背面図



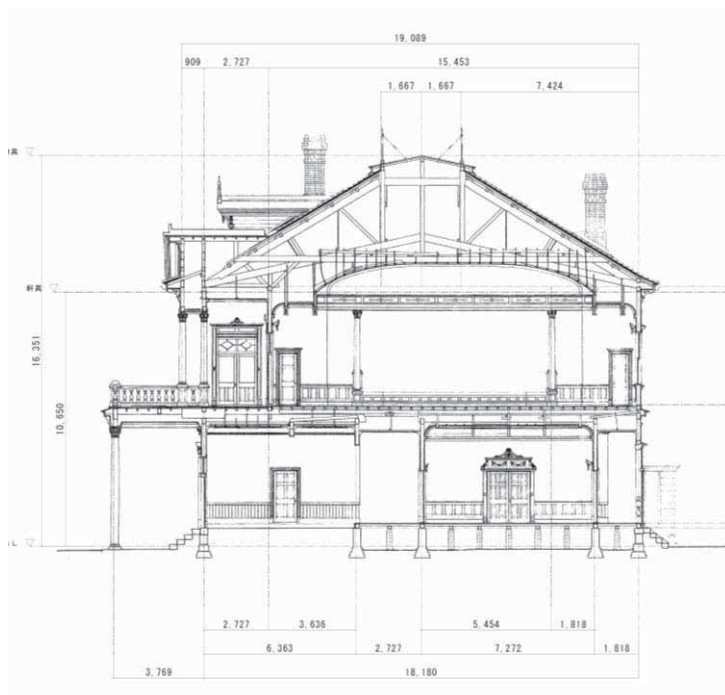
右側面図



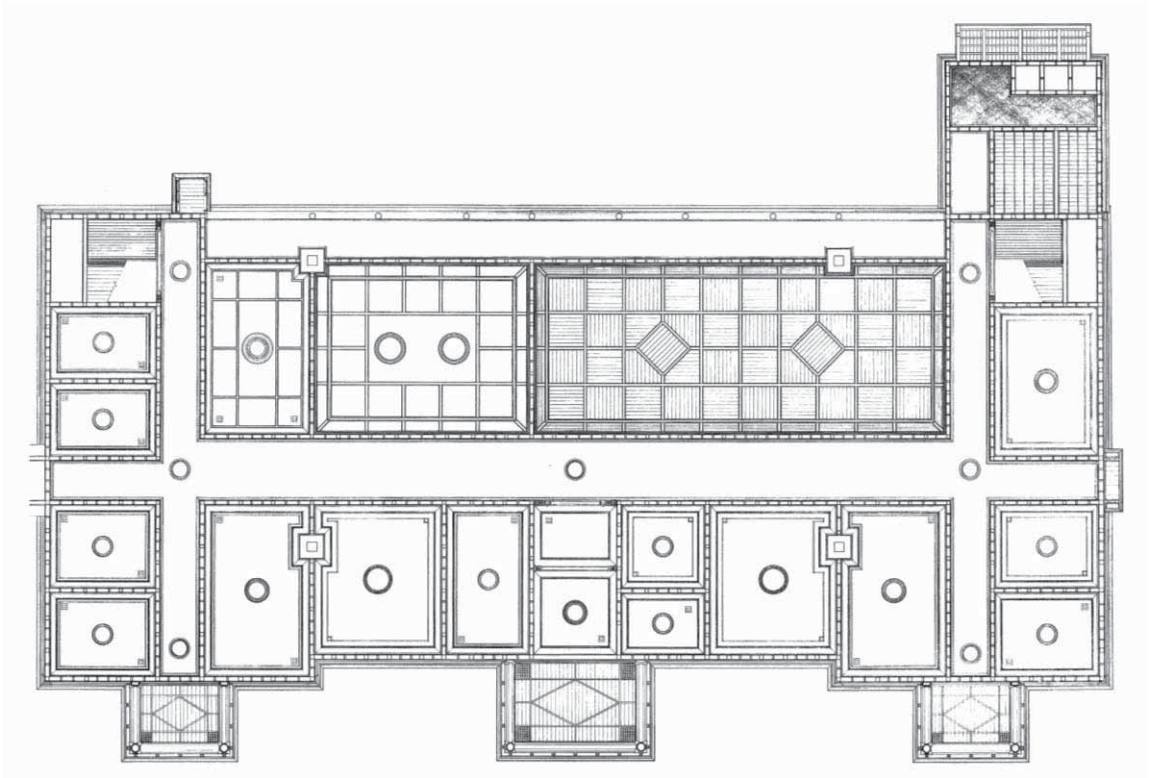
左側面図



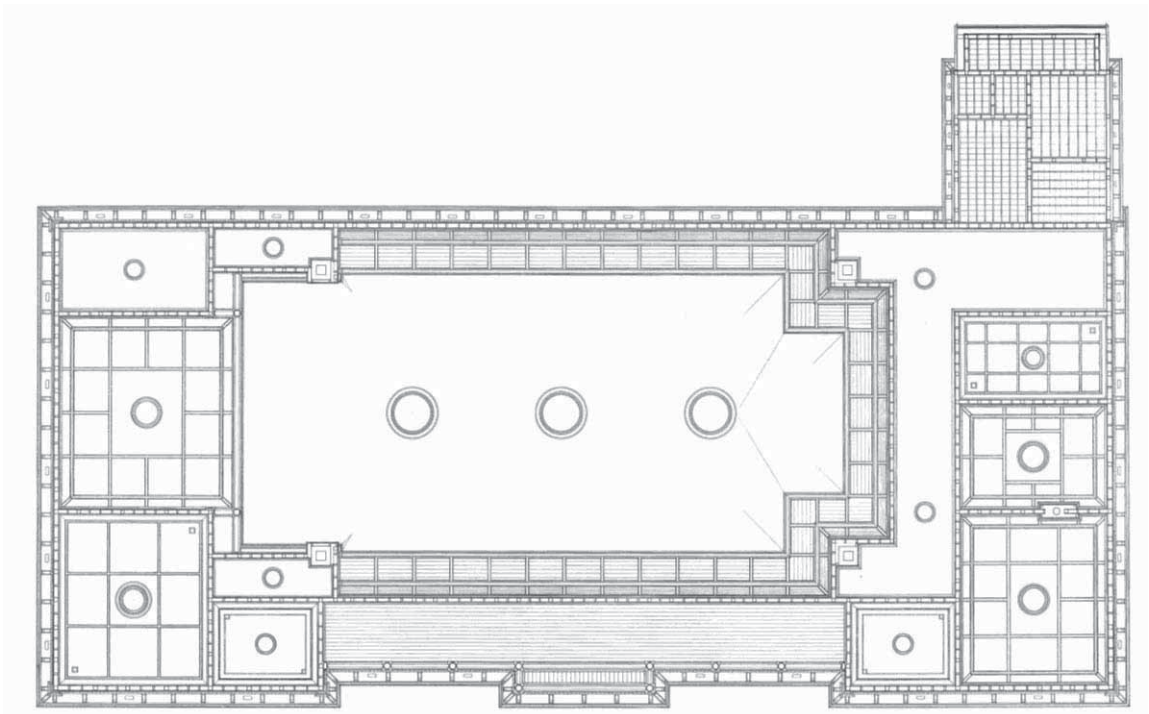
桁行断面图



梁间断面图



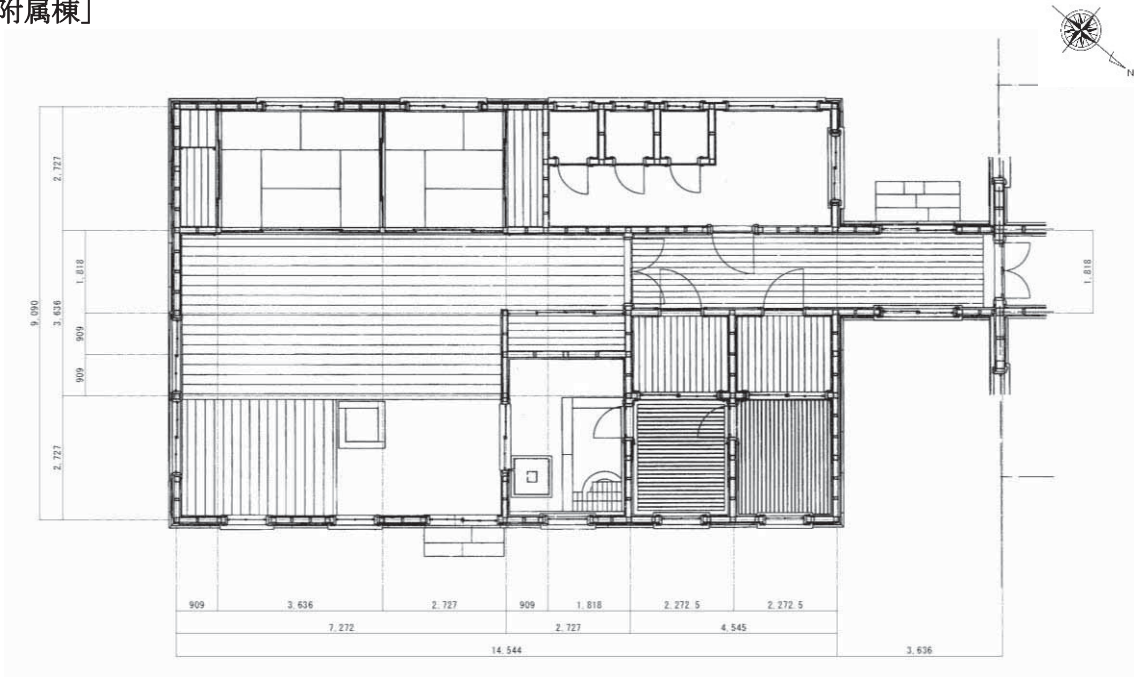
1階見上図



2階見上図



[附属棟]



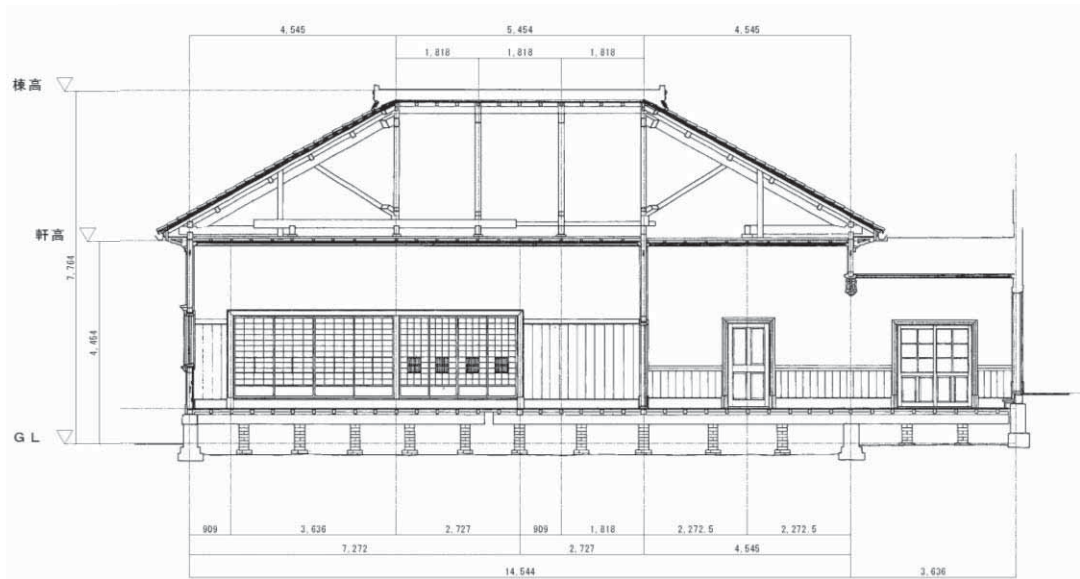
平面図



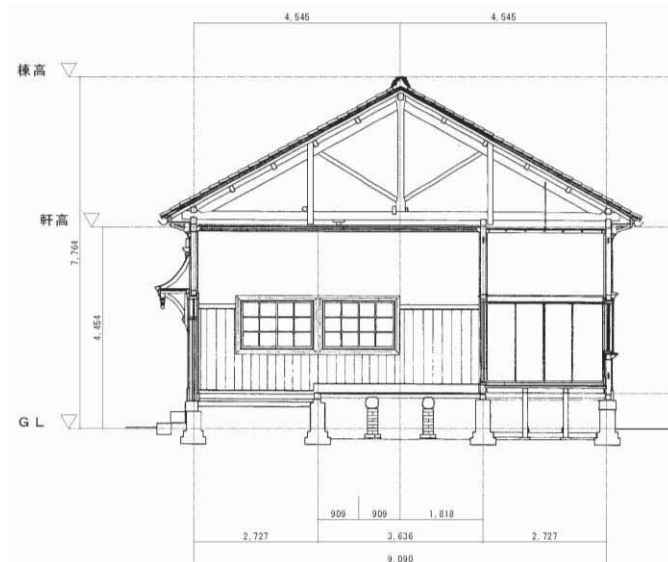
正面図



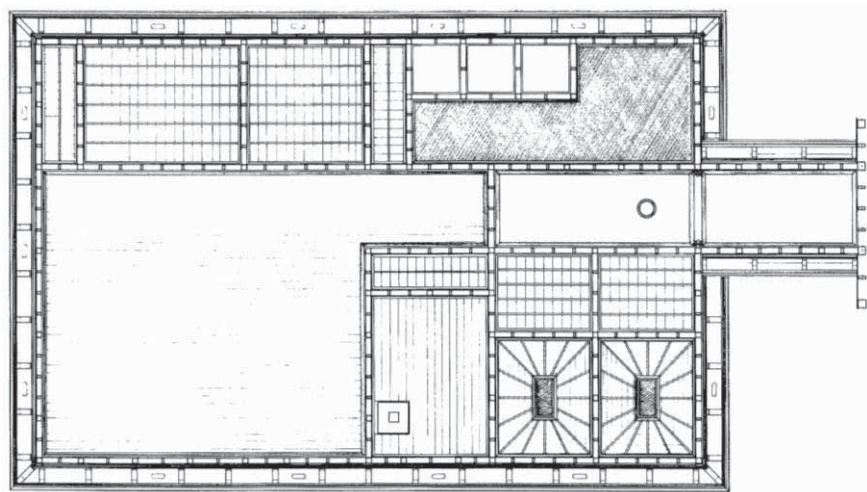
右側面図



桁行断面図

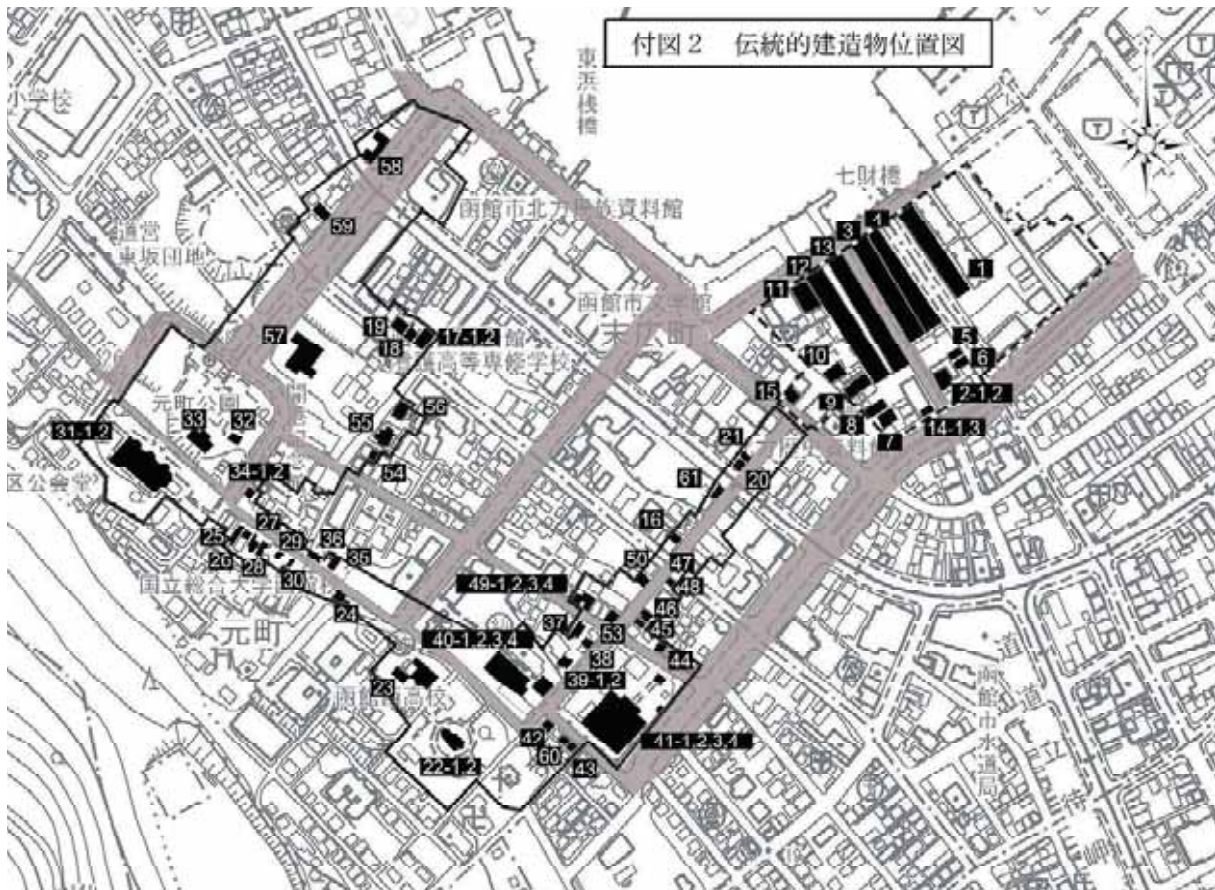
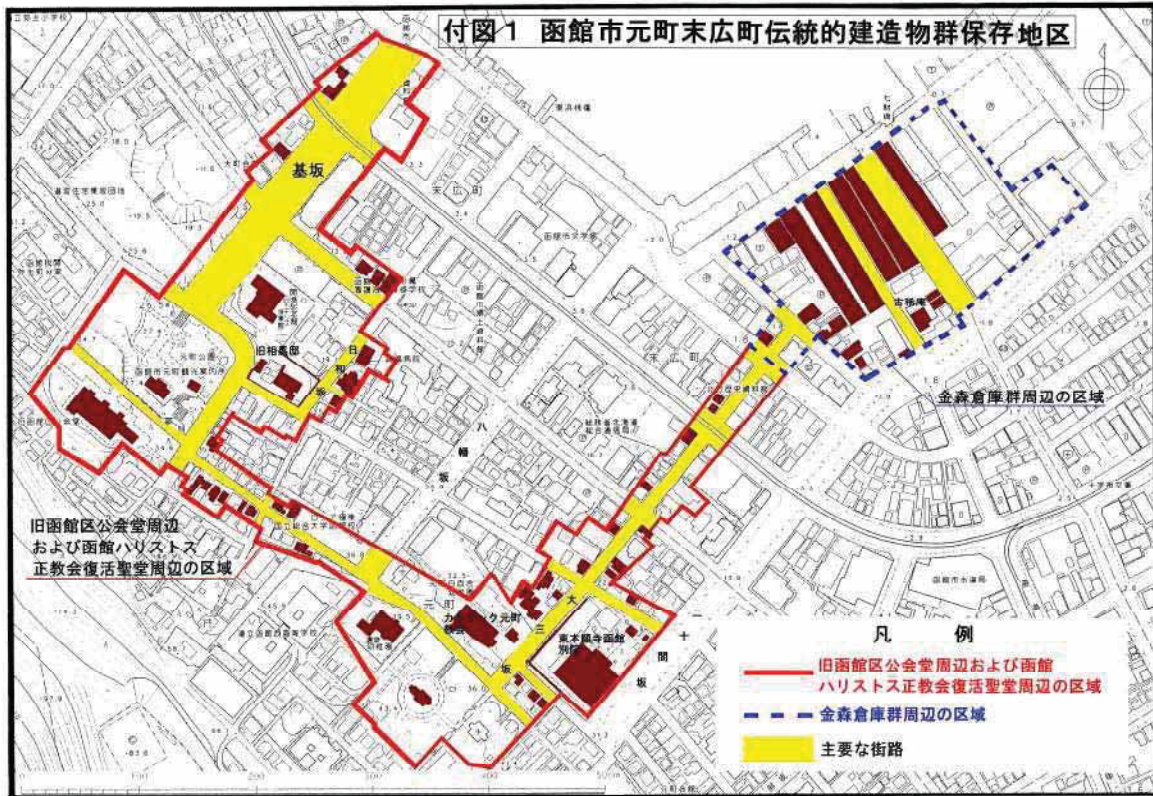


梁間断面図



見上図







# 伝統的建造物基本台帳

## 1) 建造物概要

名称	旧函館区公会堂	
保存計画番号	31-1	
建築年	明治43年	
構造・階数	木造・2階建	
建物延面積	1階	
	2階	
	合計	
敷地面積	元町11番33	7,523.00
	元町11番37	204.00
	7,727.00㎡(登記簿上)	
土地所有者	氏名: 函館市	
	住所: 函館市東雲町4番13号	
様式	洋風様式	
用途	観覧施設	
特定告示年月日	昭和63年12月19日	
所有者通知年月日		
文部大臣告示年月日	平成2年3月31日	

## 7) 建造物現況写真



## 2) 建造物特徴

正面にバルコニーを見せる木造洋風官庁建築の典型的な建物である。両袖妻の唐草模様の装飾と正面玄関バルコニーの柱頭彫刻の意匠も良くドーマーウィンドーを使用しているのは、北海道独自の洋風スタイルである。

## 3) 建造物台帳

所有者名:	函館市	住所・連絡先:	函館市東雲町4番13号
同変更:			〃
同変更:			〃
居住者氏名:	文化・スポーツ振興財団	住所・連絡先:	函館市元町11番13号
同変更:			〃
同変更:			〃

## 4) 修理記録

年月日	修理内容	補助額
S55~S57	解体復元修理工事	
H6~H7	屋根瓦葺替, 外壁塗装塗替	94,709,000

## 5) 変更記録

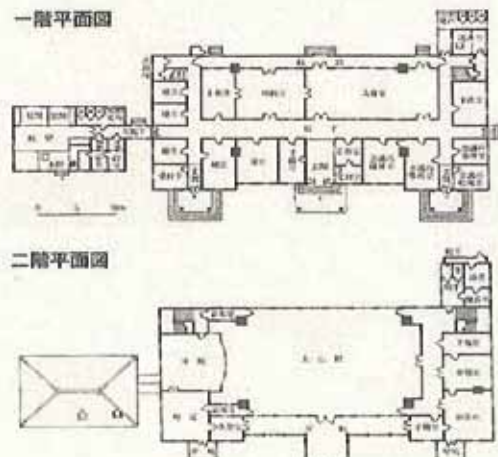
年月日	事項等

## 6) 位置図



## 8) 伝統的建造物の指定範囲図

伝統的建造物(斜線部分)の範囲を示す図面  
(特定:昭和63年12月19日)





# 伝統的建造物基本台帳

## 1) 建造物概要

名称	旧函館区公会堂門柱
保存計画番号	31-2
建築年	明治43年
構造・階数	石造
建物延面積	1階 2階 合計
敷地面積	元町11番33 7,523.00 元町11番37 204.00 7,727.00m <sup>2</sup> (登記簿上)
土地所有者	氏名: 函館市 住所: 函館市東雲町4番13号
様式	洋風様式
用途	門柱
特定告示年月日	昭和63年12月19日
所有者通知年月日	
文部大臣告示年月日	平成2年3月31日

## 7) 建造物現況写真



## 2) 建造物特徴

--

## 3) 建造物台帳

所有者名:	函館市	住所・連絡先:	函館市東雲町4番13号
同変更:			〃
同変更:			〃
居住者氏名:		住所・連絡先:	
同変更:			〃
同変更:			〃

## 4) 修理記録

年月日	修理内容	補助額

## 5) 変更記録

年月日	事項等

## 6) 位置図



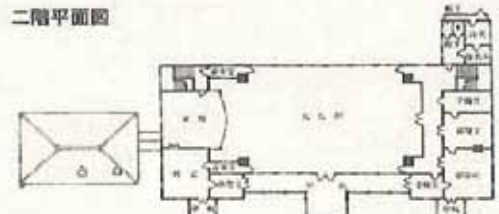
## 8) 伝統的建造物の指定範囲図

伝統的建造物(斜線部分)の範囲を示す図面  
(特定:昭和63年12月19日)

一階平面図



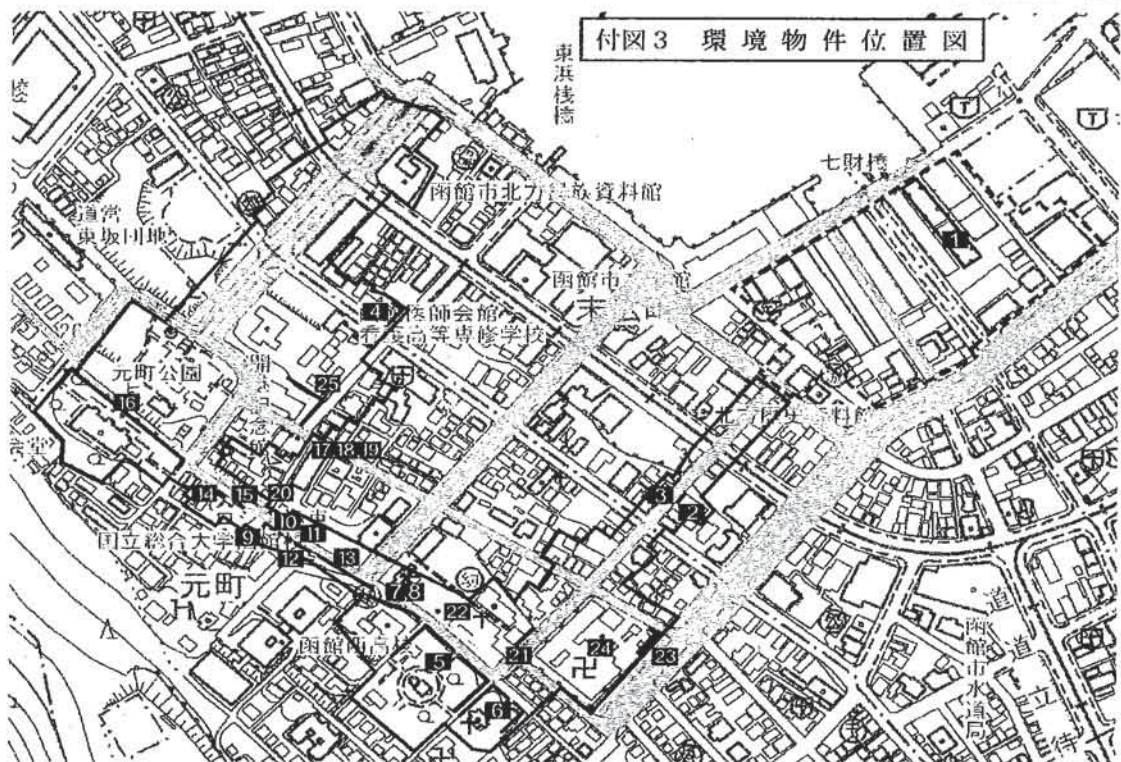
二階平面図





環境物件

保存計画 番号	種別	員数	所在地	備考
1	堀割り	1か所	函館市豊川町11番地	金森堀割
2	石垣	約 19m	函館市末広町17番7号	北斗荘擁壁
3	石垣	約 15m	函館市末広町18番25号	吉野家海運擁壁
4	石垣	約 32m	函館市末広町20番1号	日下部家擁壁
5	石垣	約137m	函館市元町3番13号	ハリスス正教会擁壁
6	石垣	約115m	函館市元町3番23号	聖ヨハネ教会擁壁
7	石垣	約 61m	函館市元町4番1号	遺愛幼稚園擁壁
8	生垣	約 61m	函館市元町4番1号	遺愛幼稚園生垣
9	石垣	約 22m	函館市元町7番8号	山口家住宅擁壁
10	石垣	約 6m	函館市元町7番8号	井上家住宅擁壁
11	石垣	約 12m	函館市元町7番9号	おにぎり一休擁壁
12	石垣	約 17m	函館市元町7番11号	真野家住宅擁壁
13	石垣	約 94m	函館市元町7番17号	西高校擁壁
14	石垣	約 8m	函館市元町10番10号	従二家住宅擁壁
15	石垣	約 5m	函館市元町10番11号	門前家住宅擁壁
16	石垣	約115m	函館市元町11番13号	公会堂擁壁
17	樹木	1本	函館市元町13番14号	うつわ萩ーヒバ
18	樹木	1本	函館市元町13番14号	うつわ萩ークロマツ
19	樹木	1本	函館市元町13番14号	うつわ萩ークロマツ
20	石垣	約 7m	函館市元町14番6号	茶房菊泉擁壁
21	石垣	約 36m	函館市元町15番30号	カリック元町教会擁壁
22	樹木	1本	函館市元町15番30号	カリック元町教会ーポプラ
23	石垣	約 49m	函館市元町16番15号	東本願寺擁壁
24	樹木	1本	函館市元町16番15号	東本願寺ーイチョウ
25	石垣	約 49m	函館市元町33番2号	旧相馬邸





参考資料③平成29年度以降の工事概要

建造物保存修理工事	本館	基礎工事	東側ポーチ石段据直し、背面中央石段据直し、背面・側面石段耳石据直し、正面玄関敷石据直し、周囲葛石据直し、雨落石据直し、背面石積復旧、基礎煉瓦目地補修
		木工事	東西バルコニー復旧、外壁等補修、背面雑作等補修、背面突出屋根継補修、内部腰板補修
		左官工事	屋根面戸漆喰塗直し、売店天井塗直し、二階煙突回り天井補修、漆喰壁天井亀裂補修
		塗装工事	旧ペイント塗剥離、外部木部ペイント塗
		板金工事	バルコニー床銅板葺、陸屋根際水切り
		雑工事	壁紙補修、建具補修、煙突止水処理、棟飾り控え止水処理、修理銘札
	附属棟	基礎工事	正面石段据直し、周囲葛石据直し、雨落石据直し、煉瓦基礎亀裂補修、基礎煉瓦目地補修
		木工事	外壁等補修
		左官工事	屋根面戸漆喰塗直し、内壁化粧直し、渡廊下境天井補修
		塗装工事	旧ペイント塗剥離、外部木部ペイント塗
		雑工事	渡廊下棟改修、建具補修、建具整備、煙突止水処理、修理銘札
電気設備工事	電灯設備	照明器具は取り外して清掃ランプを取り替えて再用。破損器具は同等品で復旧。配線器具、電線、ケーブルは全て更新。	
	防災照明設備	誘導灯は高輝度型に更新。電線、ケーブルは全て更新。	
	テレビ共同受信設備	CATV保安器を適切な位置に取付け、配線は全て更新。電線、ケーブルは全て更新。	
	拡声設備	アンプ、スピーカー等機器は更新。電線、ケーブルは全て更新。	
	自動火災報知設備	設備機器は全て更新。電線、ケーブルは全て更新。建物外部に炎感知器を新設。	
	避雷設備	突針は再用し、棟上導体及び導線は更新。	
	ロードヒーティング設備	正面玄関前石畳部分にロードヒーティングを敷設新設。電力契約は期間電力（融雪電力）とする。	
	(エレベーター設備)	(建物裏側部分にエレベーター（定員3名、ロープ式）を設置。) <b>※要検討</b>	
	外灯設備	正面の外灯を既設同等品に更新。	
機械設備工事	屋外給水設備	敷地内の配管を全て更新。量水器ボックスは更新。応接室への流しの新設に伴い給水を新たに設けて整備する。また、掘削範囲を最小にする為に新設排水経路と並走する。	
	屋内給水設備	全て更新。便所レイアウト変更に伴う改修を行う。	
	屋外排水設備	敷地内の配管を全て更新。排水桝は塩ビ桝とする。応接室への流しの新設に伴い給水を新たに設けて整備する。	
	屋内排水設備	全て更新。便所レイアウト変更に伴う改修を行う。	
	衛生器具設備	便所レイアウト変更に伴い改修。衛生器具は節水・コンパクト型とする。	
	屋外消火設備（放水銃）	全ての配管を更新。エンジン付消火ポンプ、放水銃ユニットは更新。屋内消火栓系統とは別に設けて整備する。	
	屋内消火設備（屋内消火栓）	全ての配管を更新。消火ポンプは更新し、屋内消火栓は既設品を再用。放水系統とは別に設けて整備。	
	給油設備	全ての配管を更新する。オイルタンクは更新。	
	換気設備	換気扇本体を全て更新。ダクトは、便所レイアウト変更に伴い改修。	
	その他	男女便所、車椅子便所のレイアウト変更に伴い床、壁、天井を改修。貫通部、取付等に不具合が生じている箇所の補修。	
耐震補強工事	本館	基礎補強（コンクリート基礎の設置、既存基礎との一体化）、水平構面補強（2階床下の一部及び小屋裏へ水平ブレース、方杖設置）、壁内補強（構造用合板設置）、接合部補強	
	附属棟	壁内補強、接合部補強	

『重要文化財旧函館区公会堂保存修理調査業務報告書』（平成24年）、『重要文化財旧函館区公会堂本館及び附属棟耐震診断業務報告書』（平成27年）より

参考資料④旧函館区公会堂の類例

○は写真掲載

区分	名称	種別	年代	所在地
国指定重要文化財	○旧遠江国報徳社会堂（大日本報徳社大講堂）	文化施設	明治 36	静岡県
	旧函館区公会堂	文化施設	明治 43	北海道
	○旧福岡県公会堂貴賓館	文化施設	明治 43	福岡県
	○旧額田郡公会堂及物産陳列所	文化施設	大正 2	愛知県
	大阪市中央公会堂	文化施設	大正 7	大阪府
国登録有形文化財	○明石市立中崎公会堂	官公庁舎	明治 44	兵庫県
	和泉公会堂	文化施設	大正 10	千葉県
	郡山市公会堂	文化施設	大正 13	福島県
	旧大谷公会堂	文化施設	大正 15	栃木県
	岩手県公会堂	文化施設	昭和 2	岩手県
	武生市公会堂記念館（旧武生公会堂）	文化施設	昭和 4	福井県
	豊橋市公会堂	文化施設	昭和 6	愛知県
	琴平町公会堂	文化施設	昭和 9	香川県
	大津市旧大津公会堂	文化施設	昭和 9	滋賀県
	醒井公会堂	文化施設	昭和 11	滋賀県
	旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂	学校	昭和 12	長崎県
	内之浦公会堂	文化施設	昭和 12	愛媛県
	喬柏園（旧柏崎公会堂）	文化施設	昭和 13	新潟県
	日野町歴史民俗資料館（旧根雨公会堂）	文化施設	昭和 15	鳥取県
	道内の公会堂	○小樽区公会堂	文化施設	明治 44
釧路公会堂（現存せず）		文化施設	明治 44	釧路市
八雲公会堂（現存せず）		文化施設	大正 初	八雲町
札幌市公会堂（現存せず）		文化施設	昭和 2	札幌市

表. 公会堂建築一覧（国文化財及び道内の類例）

※「国指定文化財等データベース」参照

区分	名称	種別	年代	所在地
国指定重要文化財	旧開拓使工業局庁舎	官公庁舎	明治 10	札幌市
	北海道大学農学部（旧東北帝国大学農科大学） 第二農場 種牛舎	学校	明治 10	札幌市
	旧札幌農学校演武場（時計台）	学校	明治 11	札幌市
	○豊平館	官公庁舎	明治 13	札幌市
	北海道大学農学部植物園・博物館 本館	学校	明治 15	札幌市
	北海道庁旧本庁舎	官公庁舎	明治 21	札幌市
	○旧旭川偕行社	文化施設	明治 35	旭川市
	旧日本郵船株式会社小樽支店	商業・業務	明治 38	小樽市
	○遺愛学院（旧遺愛女学校） 本館	学校	明治 41	函館市
	旧函館区公会堂	文化施設	明治 43	函館市
函館ハリストス正教会復活聖堂	宗教	大正 5	函館市	
道指定有形文化財	旧函館博物館一号	文化施設	明治 11	函館市
	旧函館博物館二号	文化施設	明治 16	函館市
	旧檜山爾志郡役所庁舎	官公庁舎	明治 20	江差町
	旧北海道庁函館支庁庁舎	官公庁舎	明治 43	函館市
	奥行臼駅通	交通	明治 43	別海町
	北海道家庭学校礼拝堂	宗教	大正 8	遠軽町
函館市指定文化財	旧イギリス領事館	官公庁舎	大正 2	函館市
国登録有形文化財 （市内）	北海道教育大学函館校北方教育資料室（旧函館師範学校）	学校	大正 3	函館市
	函館大手町ハウス（旧浅野セメント函館営業所）	商業・業務	大正 7	函館市
	遺愛学院（旧遺愛女学校）謝恩館	学校	大正 11	函館市
	五島軒本店旧館	商業・業務	昭和 9	函館市
	遺愛学院講堂	学校	昭和 10	函館市

表. 道内の洋館一覧（文化財）

※「国指定文化財等データベース」等参照



旧函館区公会堂の類例



旧遠江国報徳社公会堂（静岡県／重文／明治36年）  
※『大日本報徳社大講堂 保存修復工事報告書』より



旧福岡県公会堂貴賓館（福岡県／重文／明治43年）  
※『旧福岡県公会堂貴賓館 保存修理工事報告書』より



旧額田郡公会堂及物産陳列所（愛知県／重文／大正2年）  
※愛知県 HP より



明石市立中崎公会堂（兵庫県／登録／明治44年）  
※「文化遺産オンライン」より



小樽区公会堂（小樽市／明治44年）  
※『明治大正期の北海道一写真と目録〈写真編〉』より



豊平館（札幌市／重文／明治13年）  
※『豊平館 保存修理工事報告書』より



旧旭川偕行社（旭川市／重文／明治35年）  
※旭川市 HP より



遺愛学院 本館（函館市／重文／明治41年）  
※「函館市公式観光情報サイト」より